

第六十五回国会 社会労働委員会 議録 第十四号

昭和四十六年三月二十三日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 増岡 博之君

理事 田邊 誠君

理事 田畑 金光君

有馬 元治君

唐沢俊二郎君

齊藤滋与史君

中島源太郎君

原 健三郎君

向山 一人君

渡部 恒三君

小林 進君

山本 政弘君

古川 雅司君

寺前 巖君

出席國務大臣

労働 大臣 野原 正勝君

出席政府委員

総理府人事局長 宮崎 清文君

労働省労働基準局長 岡部 實夫君

労働省労働基準局長 藤 正勝君

労働省職業安定局長 住 榮作君

労働省職業安定局長 遠藤 政夫君

建設省計画局長 朝日 邦夫君

委員外の出席者

議 員 川俣健二郎君

議 員 田邊 誠君

委員の異動

三月二十三日

辞任

後藤 俊男君

補欠選任

日野 吉夫君

三月十九日

最低賃金法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一四号)

労働基準法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出、衆法第一五号)

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

同月二十日

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(小柳勇君外一名提出、衆法第一七号)(予)

同月二十二日

失業対策事業存続に関する請願(小林政子君紹介(第二六〇〇号))

同(中村重光君紹介(第二六〇一号))

同外三件(中村重光君紹介(第二六七二号))

同(井上普方君紹介(第二七九二号))

同(井野正揮君紹介(第二七九三号))

同(大出俊君紹介(第二七九四号))

同(川崎寛治君紹介(第二七九五号))

同(川俣健二郎君紹介(第二七九六号))

同(角屋堅次郎君紹介(第二七九七号))

同(木島喜兵衛君紹介(第二七九八号))

同(北山愛郎君紹介(第二七九九号))

同(黒田寿男君紹介(第二八〇〇号))

同(小林進君紹介(第二八〇一号))

同(河野密君紹介(第二八〇二号))

同(齊藤正男君紹介(第二八〇三号))

同(島本虎三君紹介(第二八〇四号))

同(田邊誠君紹介(第二八〇五号))

同(高田富之君紹介(第二八〇六号))

同(武部文君紹介(第二八〇七号))

同外一件(中村重光君紹介(第二八〇八号))

同(西宮弘君紹介(第二八〇九号))

同(華山親義君紹介(第二八一〇号))

同(細谷治嘉君紹介(第二八一一号))

同(美濃政市君紹介(第二八一二号))

同(八木昇君紹介(第二八一三三号))

同(山本政弘君紹介(第二八一四四号))

はり、きゅう、マッサージの健康保険取扱手続き簡素化等に関する請願(野田武夫君紹介(第二六〇二号))

同(前田正男君紹介(第二六〇三三号))

同(前田正男君紹介(第二六〇七七号))

栄養士、管理栄養士の必置義務等に関する請願(長谷川峻君紹介(第二六〇五五号))

同(小坂善太郎君紹介(第二七四三三号))

同(野中英二君紹介(第二七四四四号))

原爆死没広島中央電話局員遺族の援護に関する請願(砂原格君紹介(第二六〇六六号))

終戦後外地死没遺族開拓者遺族に対する処遇に関する請願(井出一太郎君紹介(第二六〇七七号))

清掃事業の地方自治体直営化による転廃業者の補償救済に関する請願(石井桂君紹介(第二六〇八八号))

同(川端文夫君紹介(第二六〇九九号))

同(中村梅吉君紹介(第二六一〇〇号))

同(長谷川峻君紹介(第二六一一〇号))

同外一件(安倍晋太郎君紹介(第二六七八八号))

同外三件(小澤太郎君紹介(第二六七九七号))

同(勝澤芳雄君紹介(第二六八〇〇号))

同外一件(鯨岡兵輔君紹介(第二六八一一号))

同(濱野清君紹介(第二六八二二号))

同(天野公義君紹介(第二七四五五号))

健康保険法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(黒田寿男君紹介(第二六一二二号))

同(津川武一君紹介(第二六一三三号))

同(細谷治嘉君紹介(第二六一四四号))

同(青柳盛雄君紹介(第二六八七七号))

同(浦井洋君紹介(第二六八八八号))

同(木島喜兵衛君紹介(第二六八九九号))

同(小林政子君紹介(第二六九〇〇号))

同(田代文久君紹介(第二六九一一号))

同(谷口善太郎君紹介(第二六九二二号))

同(津川武一君紹介(第二六九三三号))

同(寺前巖君紹介(第二六九四四号))

同(土橋一吉君紹介(第二六九五五号))

同(林百郎君紹介(第二六九六六号))

同(東中光雄君紹介(第二六九七七号))

同(不破哲三君紹介(第二六九八八号))

同(松沢俊昭君紹介(第二六九九九号))

同(松本善明君紹介(第二七〇〇〇号))

同(山原健二郎君紹介(第二七〇一一号))

同(青柳盛雄君紹介(第二七〇二二号))

同(土橋一吉君紹介(第二七〇三三号))

同(井野正揮君紹介(第二七〇四四号))

同(浦井洋君紹介(第二七〇五五号))

同(川崎寛治君紹介(第二七〇六六号))

同外二件(木島喜兵衛君紹介(第二七三三二号))

同(田代文久君紹介(第二七三三三号))

同(谷口善太郎君紹介(第二七三四四号))

同(津川武一君紹介(第二七三五五号))

同(林百郎君紹介(第二七三六六号))

同(松沢俊昭君紹介(第二七三七七号))

同(松本善明君紹介(第二七三七八号))

健康保険法等の一部を改正する法律案反対及び失業対策事業存続に関する請願(青柳盛雄君紹介(第二六一五五号))

同(浦井洋君紹介(第二六一六六号))

同(島本虎三君紹介(第二六一七七号))

同(田代文久君紹介(第二六一七八号))

同(谷口善太郎君紹介(第二六一八九号))

同(寺前巖君紹介(第二六二〇〇号))

同(土橋一吉君紹介(第二六二一一号))

- 同(林百郎君紹介)(第二六二二号)
- 同(松本善明君紹介)(第二六二三号)
- 同(山本政弘君紹介)(第二六二四号)
- 同(米原利君紹介)(第二六八三号)
- 同(島本虎三君紹介)(第二六八四号)
- 同(田邊誠君紹介)(第二六八五号)
- 同(西宮弘君紹介)(第二六八六号)
- 同(河野密君紹介)(第二七四〇号)
- 同(齊藤正男君紹介)(第二七四一号)
- 同(田邊誠君紹介)(第二七四二号)
- 失業対策事業就労者の待遇改善等に関する請願(不破哲三君紹介)(第二六七二号)
- 高齢失業者等就労事業の実施に関する請願(田代文久君紹介)(第二六七三三号)
- 同(津川武一君紹介)(第二六七四号)
- 同(寺前誠君紹介)(第二六七五号)
- 医療事務管理士法の制定に関する請願外二件(久保田四次君紹介)(第二六七六号)
- 看護婦不足対策に関する請願(川崎寛治君紹介)(第二七三九号)
- せき随損傷者に対する労働者災害補償保険の給付改善に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第二七四六号)
- 理学療法士、作業療法士の教育制度改善に関する請願(相沢武彦君紹介)(第二七四七号)
- 同(浅井美幸君紹介)(第二七四八号)
- 同(新井彬之君紹介)(第二七四九号)
- 同(有島重武君紹介)(第二七五〇号)
- 同(伊藤惣助丸君紹介)(第二七五一号)
- 同(小川新一郎君紹介)(第二七五二号)
- 同(大久保直彦君紹介)(第二七五三三号)
- 同(大野潔君紹介)(第二七五四号)
- 同(大橋敏雄君紹介)(第二七五五号)
- 同(近江巳記夫君紹介)(第二七五六号)
- 同(岡本富夫君紹介)(第二七五七号)
- 同(沖本泰幸君紹介)(第二七五八号)
- 同(鬼木勝利君紹介)(第二七五九号)
- 同(貝沼次郎君紹介)(第二七六〇号)
- 同(北側義一君紹介)(第二七六一号)

- 同(桑名義治君紹介)(第二七六二二号)
- 同(小濱新次君紹介)(第二七六三三号)
- 同(古寺宏君紹介)(第二七六四号)
- 同(斎藤実君紹介)(第二七六五号)
- 同(坂井弘一君紹介)(第二七六六号)
- 同(鈴切康雄君紹介)(第二七六七号)
- 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二七六八号)
- 同(田中昭子君紹介)(第二七六九号)
- 同(多田時子君紹介)(第二七七〇号)
- 同(竹入義勝君紹介)(第二七七一号)
- 同(鶴岡洋君紹介)(第二七七二号)
- 同(鳥居一雄君紹介)(第二七七三三号)
- 同(中川嘉美君紹介)(第二七七四号)
- 同(中野明君紹介)(第二七七五号)
- 同(西中清君紹介)(第二七七六号)
- 同(林孝矩君紹介)(第二七七七号)
- 同(植上新一君紹介)(第二七七八号)
- 同(広沢直樹君紹介)(第二七七九号)
- 同(伏木和雄君紹介)(第二七八〇号)
- 同(二見伸明君紹介)(第二七八一号)
- 同(古川雅司君紹介)(第二七八二二号)
- 同(正木良明君紹介)(第二七八三三号)
- 同(松尾信人君紹介)(第二七八四号)
- 同(松本忠助君紹介)(第二七八五号)
- 同(宮井泰良君紹介)(第二七八六号)
- 同(矢野純也君紹介)(第二七八七号)
- 同(山田太郎君紹介)(第二七八八号)
- 同(和田一郎君紹介)(第二七八九号)
- 同(渡部一郎君紹介)(第二八九〇号)
- 同(渡部通子君紹介)(第二八九一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

勤労者財産形成促進法案(内閣提出第四五号)
最低賃金法案(田邊誠君外六名提出、衆法第一四号)
労働基準法の一部を改正する法律案(田邊誠君外六名提出、衆法第一五号)

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案(内閣提出第六六号)

○倉成委員長 これより会議を開きます。
勤労者財産形成促進法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本政弘委員 この法案の提案理由の説明にこういうことが書いてあります。「西ドイツ等の先例に学ぶとともに、わが国の実態に即した勤労者財産形成政策について」云々ということが書いてあります。問題点は、ここに二つあると私は思うのです。一つは、西ドイツの先例、これはおそろしく労働者ではよき先例というふうにお考えだろうと思う。もう一つは、「わが国の実態に即した勤労者財産形成政策」といっているが、これが実際にはわが国の経済条件に即しているかどうかだろうかというところに問題があると思います。つまり私は、こういう二つの問題が出てくるだろうと思うのです。

そこで、二番目のほうについてはあとでお伺いすることとして、「西ドイツの先例に学ぶ」ということですが、一体西ドイツの先例が、労働者のいうようによき先例かどうかということであり、一九六五年ドイツ経済研究所、これは西独にある経済研究所であります。ここから一つの論文が出ておる。「西ドイツの資産分配と有産化政策」ということで出されておられます。これは、西ドイツの資産形成配分の奇形的な状態を裏証して、「結論として労働者有産化には重要産業国有化と民主的な共同決定権の強化が選ばれなければならない」といっておられます。

私は、その前に、この西ドイツの法案が出た経緯というものが非常に疑問になってくるわけであり、一つは、西ドイツのこの財産形成法が出されたのは、一九六一年の総選挙を前にしてだということであり、フォルクスワーゲン社の民

有化と株式の大衆公開を総選挙の前からずっと行なってきた。そうして総選挙の前になって三二二マルク法、つまり労働者有産化助成法というのを七月に制定しておる。もう一つは一九六五年、これは第二次の改正でありますけれども、このときにも総選挙があった。そうして国営の合同電気、鉱山株式会社を国民株の譲渡によって民有化した。そうして三二二マルク法の改正を意図した。これが第二次法改正だと思っております。

私は、どうもそういうことを考えますと、たいへん皮肉な言い方でありませうけれども、参議院議員選挙を前にして労働者が一つのプロバガンダという意味を持ってやってきているのじゃないかという疑念を持たざるを得ない。もう一つは、これは前回の委員会が島本委員が別の表現で指摘しておられますけれども、西ドイツ経済の展開に対する労働者の不平不満が、東独やその他の社会主義諸国の生産手段の社会化を基礎とする成果に直面した、そういうことで、連邦政府は、その影響を防止するために労働者にペールをかぶせざるを得なかった、こういうふうにご研究のレポートはなっております。この二点についてまず第一にお伺いしたいと思います。

○岡部(貴)政府委員 西ドイツにおきまして、いわゆる労働者財産形成の制度を導入した経緯につきましては、西ドイツで共同決定法等、労使関係に關する労働組合の参加等の制度を導入して、そういう基礎あるいはそれらと一体的な形でこの財産形成の制度を導入してきたと思われま。そういう点におきましては、わが国のいまの労使関係の現状と必ずしも同一の基礎にあるものでないということはお指摘のとおりであります。

それで、ドイツにおいてこの制度を導入したその評価については、ただいま御指摘のような評価もあるかと思いますが、私もドイツの先例についていろいろ勉強しましたのは、まさにドイツで行ないましたこの勤労者財産形成政策なるものが、日本のいまの勤労者のいるんな状態からいって、賃金は比較的順調に上昇してきておる、し

どう評価するかについては、いろいろ見方がございませぬが、私どもこの法案をつくるにあたって、西独と比較したのは、十年前の西独の賃金の状況、それとわが国の現在における賃金の全体の水準の状況等にもらみ合わせて、いろいろな比較のしかたはありませぬが、ほぼ当時の西独の賃金水準と見合っているというようなところで押えたわけであります。なお、制度の中身につきましても、西独におきましては、たゞいま勤労者の約五割近くが財産形成の制度を利用して何らかの形の貯蓄をやっておるという状況でございませぬ。

ただ、私どもその十年前の状況、それから十年後、今度直しました西独の状況と比べて、これはこの制度自体のいわば魅力をどこまで持たせるかということについては、御指摘のとおり、私どもできるだけ魅力を持たせるべきだということではあるが、減税制度というものを中心にともかくスタートして、それで徐々に改善をしながらこの利用度を高め、真に効果ある財産形成を出現したい、こういうことで、スタートにおきましては、御指摘のように、見方によりましては必ずしも十分の魅力がないということも否定するものではございませぬが、ともかくスタートをして、これができるだけいいものに改善をしまいたい、こういうつもりで現在提案いたしておるわけでございませぬ。

○山本(政)委員 それじゃ、賃金部長でもいいですが、西独ではともかく貯蓄金庫以外に労働者及び職員は住宅建設貯蓄金庫とも住宅貯蓄の契約を結んでおる。私は新しい資料を持ちませんが、一九六六年でけっこうです。六五年に第二次の法改正が西独であったのだから、あるいは一九七〇年でもいいです。そのときの契約数は幾らになっていませぬか。それはあなたのほうで出るはずでしょう。

○藤縄政府委員 たゞいま御指摘の契約数そのものについてはちょっといま手持ちの資料がござい

ませんが、この財産形成制度利用者の推移がございませぬので御披露申し上げますと、一九六三年が二十五万人でございませぬ。一九六五年が二百二十万、一九六七年が三百七十万、一九六九年が五百万、ごく最近入りまされた一九七〇年の上期の情勢では七百万程度がこれを利用しておるといふ報告を受けております。

○山本(政)委員 その中で労働者と職員と官吏というのがありますね、その区別はわかりませぬか。

○藤縄政府委員 たゞいま数字の内訳はちょっと資料を持ち合わせておりませぬ。

○山本(政)委員 だからそういうところに問題があると言っているんですよ。つまり一九六三年、それから六五年くらいの場合には、要するに労働者といわれる人、ここではおそらく労働者でしょう、二〇%台なんです。そして職員は三〇%、官吏が一〇%以下です。そうすると、労働者というのが二〇%台だということ、必ずしもこの数字は労働者がずっとふえてきたということのあなたのおっしゃるような証明にはなりませんよ。職員数がこのうちで三分の一を占めていることがあるかもわからぬでしょう。つまり、ぼくに言わしたら、貯蓄可能な人が利用者として利用しているのじゃないかという疑問がわいてくるわけです。その辺のことはあなた方が数字的に論証してくれないければ議論にならぬでしょう。その点はどうなんですか。

○藤縄政府委員 西ドイツの場合は、先生最初にお触れになりましたように、勤労者の中で貯蓄を實際にやっていない者もかなりございませぬ。そこで、西ドイツ政府といたしましては、この財産形成政策のねらいの一つを、貯蓄ができない者に対して貯蓄を可能ならしめるという意図があったようございませぬ。わが国の場合は、先般来お答えいたしておりますように、現在の調査をもってしましても、勤労者の九九・七%が何らかの形で貯蓄をしております。階層別の分布を見ましても、かなり低い階層でも相当の割合で貯蓄をいたしておりますので、その辺の背景は、西ドイツとわが

国では多少違うのではないかと。いずれにしても、わが国では現に多数の勤労者が貯蓄をしておる。それに対して何らかの形で援助の手を差し伸べるということとは積極的な考え方ではないかというふうにおっしゃるわけでありませぬ。

○山本(政)委員 その議論は少しあとでお尋ねしたい。

西ドイツの株式保有の結果は、プロイセン鉱山株を二十一万六千人に、フォルクスワーゲン株を百五十万人に、これは額面百マルクです、これは御承知だと思っております。そういう小口の株券として譲渡したところが、一九六〇年から六一年の株式相場の低落によってフォルクスワーゲンの国民株購入者百五十万人のうち四〇%、つまり六十万人が株を手放しているわけなんです。バイエルンでは、バイエルンの工場の従業員が二十人バイエルンの株を手放している。これは一体どこに行っただらうか。全部金融機関に集中しているわけですね。この法案の中には有価証券とかなんとかというものがあつてくれれば、だからこれに対する結論というのは、杜撰その他有価証券形式の購入は労働者の家計では重視をされておらぬ。貯蓄形成の重点は貯蓄金庫への預金であるけれども、労働者にとってこのことは生産手段に対する所有権の形成を意味するものではないから、こういって、貯蓄というものは生活不安に対する準備あるいは比較的金額の大きな消費目的物を調達するための生活基金ではない、というふうなこれに結論づけておるのですよ。貯蓄をしていると盛んにあなた方おっしゃるけれども、これはあとで触れますよ。触れますけれども、いま私が申し上げたのは、西独が成功したかということでありませぬ。それから、これは西独の経済省の委託によって、C・フェール教授は一九五〇年から一九六三年における資産形成の奇形な構造というものを報告をしております。法人を含んでおりませぬ、その報告は純資産の形成ということで、労働者の世帯は千六百マルク、職員、官吏が六千マルク、独立営業世帯が一萬三千マルク、これだけしかあ

りませぬよ、こういつているのです。そして、全世界の一七%の独立営業世帯が個人資産増加の四分の三を保有しておる、こういつておる。労働者とかあるいは職員世帯は、純収入の三・五%を貯蓄し得たにすぎない、こういつているのです。しかし現実にはやはり西独は貯蓄をしていられる。法人を除いた全資産というものを一〇〇とするならば、独立営業世帯というのが八六・五%、労働者、職員世帯が一・二%、年金需給者世帯が二・三%、こういう貯蓄の構成の割合になっていられるのです。つまり、労働者職員世帯よりか独立営業世帯のほうが二十六倍も貯蓄をしていられることなんです。だから、労働者のほうで、西ドイツの場合には貯蓄を可能にさせる、こうおっしゃったんだけれども、貯蓄を可能にすることが実は財産形成になるんじゃないですか、賃金部長。あなた方、財産形成のために貯蓄をさせる、そして、そのために減税をするんだ、こういつているんだけれども、同じじゃないですか。それは西ドイツがやった考えと、あなた方がおっしゃること、ただことばの上のまやかしてはなくて、それは一九六五年と一九七〇年を比べれば西ドイツだって貯蓄がふえていられるらうし、日本だってふえていませぬ。それじゃ六一年の日本の貯蓄はどうなっているか。貯蓄が多少ふえれば多少の余裕ができるかも知れない。そのあとはなせ貯蓄しなければならぬかという実態をお話ししようかと思っておりますけれども、そういう実態があるじゃありませんか。よく西独は失敗をしておる、こう言っておる。あなた方はよき先例としてこれを見習っているのかどうか。ともあれ私が申し上げたいのは、要するに独立営業世帯の平均貯蓄は労働者、職員世帯の二十倍だということ、そういうようなこと、あるいは百万マルク以上の資産家の資産が――ドイツです、全資産が一九五三年、二二%だったのが、一九六〇年には四〇%になった。ところが、四万から十万マルク以下の資産というものは、一九五三年、三五%から一九六〇年、一六%に減っているんです。労働者の貯金というのはいふえてくるで

しょう。しかしそれ以上にふえているのは一体ど
こがふえてきているか。ぼくが一番疑問に思ふのは、
は、こういう勤労者財産形成促進法というものが、
一体西ドイツの失敗というふうなことで——失敗と
いったらおかしいが、つまりうまくいっていない
というふうなことから考へる、あるいは貯蓄とい
うものが西ドイツでは期待されたほどで、貯蓄とい
うというふうなことの反面に、百万マルク以上の
法人の資産が一九五三年には二百八十億マルクか
ら一九六〇年には六百二十億マルクになっている
わけなんです。三倍近くになっている。これは
その資産形成というのを考へようによつては労働
者に不利に作用します。どこかのほうに有利に作
用しているんじゃないか。結果的には、こういう
法案をせつなくお考へになつても、決して有利に
作用してはいないんじゃないだろうか、西ドイツの
例から。この辺はどうお考へになつておるか。

○岡部(實)政府委員 西ドイツの場合に、実は先
般も西ドイツでこの法案を担当した労働省の次官
に來てもらつていろいろ西独の実情等は聞いたわ
けでございます。その際も、ある制度が定着して
いくのに率直にいつて相当時間がかつたんだ。
それで当初は、先ほどの数字にもございませうよ
うに、なかなか十分この制度が活用されない。ま
た、もちろん制度自体の魅力がどの程度あるかと
いうその相関関係にもなるうかと思ひますが、い
づれにせよ十年の歳月を経まして、今日では少な
くとも当初に比べて相当な数の利用者が出てきて
おるといふことは、この制度がある時間をかけて
定着してきたのではなからうか。

そこで、日本の場合におきまして、これがその
意圖に反して勤労者に不利に作用するのではない
かという御質問でございますが、私も率は率直
に、現在いろいろの形で貯蓄をされておる勤労者
がこの制度を利用して、少しでも——十分な魅力
とはいえないにしても、少しでもその貯蓄が有利
になるといふことは間違いない。
もう一つは、そのたまった金が、これがやはり

勤労者のために十分還元されて使われるというこ
とを私どもはやはり考へなければならぬ。そこで、
これほどの程度還元するかといふことについて
まだ明確にあらわしておりませんが、少なくとも
とも従来一般勤労者に対しまして住宅ローンが一
程度にすぎないというふうなことからいいますと、
この財産形成貯蓄を通じて集まりました勤労
者の預貯金が、事業団を通じて持ち家建設の
ために還流してまいるということが確保されるな
らば、そういう面から勤労者にとつて、いわゆ
る現状に比べて少しでも有利に作用していくん
ではなからうか。なお、この中身の問題については、
今後活用される状況を見ながら、さらにこれを改
善して眞に勤労者が喜んでこの制度を活用される
ような状況に持っていきたい、こういうふうにお
考へておる次第でございます。

○山本(政)委員 私の記憶に間違いがあるかも
かりませんが、一九六五年に第二次改正がありま
したね。三百十二マルクから六百二十四マルクに
なつたわけですね。そうですね。
○藤野政府委員 三二二マルク法が六二四マルク
法になりましたのは昨年の改正でございます。社
会民主党になつてからのことでございます。

○山本(政)委員 昨年、一九七〇年ですね。それ
までにかなりな手直しがあつたと思つたわけ
でも、一九六五年に、いま私が申し上げたよう
に、西ドイツでは、生活不安に対する予備か、比較
的金額の大きな消費目的物を調達するための生活
基金でしかない。それでも労働者の大部分は調達
額をあらかじめ貯蓄することができないで制賦
額を利用しなければならぬ。そして、いままで
やつてきたような財産形成政策について、特に株
式保有の結末についての結果を大蔵大臣のドリン
ガーが報告して、これは失敗だ、こう言つてい
る。そうすると、一九七〇年、昨年に改正された
というけれども、私は一歩譲つて、倍になつたの
ですから非常に大幅な改正があつた、それから手
直しも、これを見ますとかなり労働者に一応は有
利な手直しになつておりますね。だけれども、そ

れまでの間に、それまでの間といふのはつまりこ
れはかなり難行苦行しておるわけですよ。これは
お認めになるでしょう。どうなんですか。

○藤野政府委員 いま先生、難行苦行とおっしゃ
いしましたが、制度の発足にあたりまして、労使そ
れぞれから制度に対する理解が十分でなかつた、
したがつて、最初の加入は非常にわずかであつた
といふことは、先ほど申し上げたとおりござい
ます。ただ、累次の改正を経まして、現在は二千
二百万人の雇用労働者のうち一千万人が加入する
ところまで参つたわけでございます。もとより
ヨーロッパにおきましては西ドイツの勤労者
財産形成政策についてはかなり議論がございまし
て、御指摘のような批判的な見解もあることは事
実でございます。何と申しましても累次の改正を
経まして、とにかく大幅な利用がなされていくと
いふことは、やはり評価に値するのではないかと
いふふうに私も考へておるわけでありませう。

○山本(政)委員 では重ねてお伺いしますけれど
も、あなた方は、一九七〇年に改正されたものを
基準としてこの法案をおつくりになつたのか、あ
るいは三二二マルク法を基法としてこの法案をお
つくりになつたのか、それだけひとつ聞かして
もらいたいと思ひます。

○藤野政府委員 西ドイツの財産形成法につきま
して発足以来の経過を私どもは勉強してまいりま
したが、昨年の改正は、御指摘のように減税対象
額、去年から減税が付加金に変わりましたけれど
も、援助の対象額を年額三百十二マルクから六百
二十四マルクに切りかえたわけでございます。そ
ういふ意味では対象額をふやしておりませう。そ
れから、二、三の改正が行なわれておりますが、
考へ方の大きな根幹は動いておらないわけござ
います。私も、西ドイツの制度がそのままわが
國に適用できると考へておらないわけございま
して、わが國流にいろいろな点で考慮しなければ
ならない。ただ当初、労働省の構想といたしまし
ては、たとえば減税にしましてももつと思ひ切つ
た所得控除、税額控除といふような方式を考へて

おりましたが、これはいろいろな折衝の結果、現在
提案しておりますような利子に対する非課税とい
うふうになつたわけでございます。私どもは現
時点での制度の発足を見れば、以後さらに
その拡充について努力を重ねていかなければなら
ないと思つておるわけでございます。

○山本(政)委員 この法案提案の経緯について、
ここにこう書いてある。勤労者財産形成政策は、
勤労者が自主的な努力によつて、住宅、預貯金、
有価証券等の財産を持ち、その長期的安定向上を
はかることを減税その他の優遇措置によつて奨励
助長する、こういつておるんですね。

政府の資料でお伺いいたします。あなた方は貯
蓄ができたと言つておられるけれども、経済企画庁の
国民所得統計年報、昭和四十五年版であります
が、この表に「実質国民総支出の対前年増加率と
その構成」というのが昭和三十年から昭和四十
三年まで出ておる。昭和三十年の六三・七％を頂
点にして個人消費支出はずつと減つてきておるの
ですよ。家計消費支出も同じように六二・六％から
ずつと漸減して五〇・八％になつておる。個人消
費支出またはその大部分を占める家計消費支出
は、いま申し上げたように減少の一途をたどつて
おるわけですね。三十年から四十三年までで一一％
減つておるわけですね。そして総固定資本形成は逆
に増加しておるわけですね。三十年から四十三年で倍増
になつておるわけですね。特に企業設備は二・三倍
になつておるわけですね。政府関係の項目について
は、財貨サービス経常購入は減少済みであり、総
資本形成の政府勘定は増加済みである、しかし差
し引きは減少済みになつておるといふことからは
えば、消費の比重が急速に減少しておる。そして
投資、特に企業の設備投資の比重が急増して
おる。この証明にこの数字はなるじゃありません
か。そして一般家庭の消費が削られて、その分
が企業の設備拡大に向けられておるわけですね。つ
まり、いままでの高度成長といふのは、民間企業
の高蓄積といふものを中心にして展開されたわけ
でしよう。それはつまり生活水準の改善というも

のとかかわりがないということの証明になっていくわけでしょう。あなた方は、貯金はふえていると言われども、しかし、総額における家計の比率では減ってきているというのが事実です。これを一体あなた方はどういうふうな説明するのですか。貯金はもちろんありますよ、名目賃金が上がっているのだから。多少貯金は上がっているのかもしれないけれども、支出は減っているという現実をあなた方はどう理解しているのですか。労働者というものはそんなに余裕があるとお考えになっているのか。実際としては余裕がないわけですよ。私に言われたら無理やりに貯蓄している。労働者財産形成というのはその上にもう一つ無理やりに貯蓄させるといふ政策ではないわけです。そうでなければ、家計費の支出がこんなはずと少なくなるはずはないでしょう。一貫して少なくなっているわけです。あなた方はこれをどう理解するのですか。

○藤縄政府委員 先生いま御指摘の数字は、国民所得統計に基づく支出の割合であろうかと思えます。個人消費支出は、仰せのように、構成費としては、昭和四十年では五六・四％でありました。が、四十四年に五一・二％になっております。片や国内総固定資本形成は、昭和四十年に三〇・七％でありましたものが、昭和四十四年には三五・二％になっておるといふこととございまして、構成比に関しては御指摘のとおりでございます。

ただ問題は、構成比の変化をもつて勤労者の家計の状態をどう評価するかという問題になろうかと思えますけれども、勤労者の家計は、家計調査によりまして、御承知のように、一貫して全体の規模も大きくなっておりまして、また消費水準も高まっております。消費支出が年々指数を改訂して高まっていくにもかかわらず、さらに黒字率も増大し、その結果、全体としてエンゲル係数も一貫して減少しておるといふことは、やはり勤労者家計の少なくとも改善を物語るおるといふふうなふうに思っております。その構成比の割合の変

化をどう評価するかという違いであるかと思えますが、家計調査の結果はさようなことになっております。

○山本(政)委員 そういふ議論になるんだから、それじゃこの数字は一体どうなるのですか。これは総貯蓄の構成ですよ。私に言われたら、高度成長がなぜ可能であったかということはこの総貯蓄の構成がよくあらわしていると思うのです。第二表は、企業の貯蓄、つまり資本の減耗引き当てというか、資本の減価償却というか、あるいは法人留保分、これは高度成長期には増大しているわけですよ。停滞期には減少している。しかし、平均すればほぼ同一水準で五〇％を保っているわけです。ところが、個人貯蓄は逆に高度成長期に減少しております。そして、停滞期には増大している。三十年半ばごろまでは増加傾向だったけれども、それから後は減少しておると。このことは、個人の貯蓄がほぼ同一水準を保っているとして高度成長期というのは高蓄積を基盤にして展開している、こういうことが言えるわけ、個人の貯蓄というの、ほくに言わしめたら、やはり企業のほうに回されているのだからと思えます。なぜこんなことを言うかという、これは要するに財産形成によって集めたお金というのがそっちのほうに回されたらねということを私は申し上げたいのであって、この点は一体どうお考えになりますか。

○藤縄政府委員 ただいまの御指摘も構成比の变化であろうと思えますが、高度成長期に法人留保あるいは資本減耗引き当てがふえて、そしてそういうときに個人貯蓄の割合が減るではないか、やはり経済の変動によりまして、企業活動が盛んな場合にそれらの割合が高まる、そうすると、相対的に国民所得の面から見た百分比でございまして、個人貯蓄の割合は減るといふことはあるかと思えます。問題は、最後に先生が御指摘になりましたように、一般の勤労者が大幅な預貯金をいたしておられて、現在あらゆる預貯金を含め

まして百兆以上の預貯金があるかと思えますが、現状のまままで推移いたしますとすれば、先般来お答えをいたしておりましたように、たとえば市中銀行の勤労者に還元される割合——市中銀行の貯蓄の還元割合を見ますと、住宅ローンの例をとれば、わずかに一％にすぎない。そこで私どもは、この制度によれば、ある程度まとまったものを、とにもかくにも勤労者の住宅建設というものに持ってきて投下できるという点は、従来の資金の流れに比べて非常な前進ではないかというふうなことを考えておられるわけでございます。

○山本(政)委員 いまこの統計を見ますと、個人貯蓄は昭和三十年に三九・二％、それから三二・七％と、だんだん減ってきて、四十三年は三一・七％と、かなり減ってきて、四十二年は二九・七％と、かなり減ってきておると。しかし、物価の上昇とかなんとかいうふうなことを考えたら、実質的には一つも大きくなっていないということなんです。この率からいって減っているわけですよ。あなた方は、たくさんとにかく貯蓄がふえておるから、率からいって減っているわけですよ。あなた方は、たくさんとにかく貯蓄がふえておるじゃないかと指摘しておられるけれども、実際は個人貯蓄の率からいって減ってきておるわけですよ。ただ多少賃金が上がったから額としては上がったかも知れぬけれども、しかし比率は減少しておるといふことは事実なんです。あなた方がいま主張されておられることは、貯金だけのことから見ておられるけれども、ほかの諸条件は全部のけておるわけだ。土地も建築費も資材も全部のけてしまった段階では、なるほど名目的には金額はかなりの金額になっておると私も思いますけれども、あれを支出されるようになったら、そんなものは飛んでいってしまいますよ。これはほくはあとでお伺いしたいのですけれども、そう思いませんか。

○藤縄政府委員 先生の御指摘の数字は、国民所得統計の中で、資本形成といいますが、総貯蓄といいますが、その中で個人貯蓄とそれからとえ

ば社内留保等の企業の貯蓄といいますが、企業の割合がだんだんふえてきて、個人の割合が減っているのではないかと、こういう御指摘だろと思えます。これは統計が示すとおりでございしますが、その評価をどうするかの問題でございしますが、非常な高度成長の結果、企業の社内留保等がふえてまして、相対的にそういう関係になっておるといふのは事実でございますけれども、しかしながら、割合の構成で言いますとそれとおりでございしますが、しかしながら、個人あるいは勤労者の家計の中で貯蓄をする余裕の増加、あるいは貯蓄率そのものというものがまた一貫してふえておるわけでありまして、その点では私どもは、勤労者がいよいよ貯蓄の余力がなくなりつつあるというふうには思わないのでありまして、やはり少しずつ改善されてきている過程にあるのではないかと、いふふうに考えておられます。

○山本(政)委員 それではそこは総理府統計局の「貯蓄動向調査報告書」のうのがありますね、昭和四十四年の。あなたのおっしゃるように、総貯蓄率というのは二三・九％で高いわけですよ。総貯蓄率というのは、預貯金、土地、有価証券、全部含むはずですね。そうですね。そこにありますか。

○藤縄政府委員 国民所得統計、総理府の家計調査によりまして、家計ベースで、全国の勤労者世帯の貯蓄率は、昭和四十五年二〇・三％になっております。

○山本(政)委員 四十五年に二〇・三％といったら、四十四年に比べまして減っているわけでしょう。それはともかくとしまして、そこにあるかどうか知りませんが、総貯蓄率というのは、所得階層が上がるとつれて高くなっているのは事実でしよう。

○藤縄政府委員 階層別の数字はここにございしますが、総理府の家計調査によりまして、いまの二〇・三という平均貯蓄率を一、二、三、四、五と五分位であらわしますと、御指摘のように、収入階層が高くなるほど貯蓄率は高くなるわけでございます。第一五分位が一四・五、第二五分

位が二〇・三、第三五分位が二四・五、第四五分位が二八・五、第五五分位が三二・五、というふうな傾向があると思えます。

○藤縄政府委員 階層別の数字はここにございしますが、総理府の家計調査によりまして、いまの二〇・三という平均貯蓄率を一、二、三、四、五と五分位であらわしますと、御指摘のように、収入階層が高くなるほど貯蓄率は高くなるわけでございます。第一五分位が一四・五、第二五分

位が一八・九、第三・五分位が二〇・八、第四・五分位が二二・五、第五・五分位が二四・四といふようになるわけでございます。

○山本(政)委員 そうすると、その貯蓄率というのは、あなた方は高いと思いませんか、低いと思いませんか。

○藤澤政府委員 わが国の貯蓄率は、国際的に比較いたしますと非常に高いわけでございます。西ドイツがその次に高うございませぬけれども、ヨーロッパ諸国に比べてだいぶ高い。最近の比較できる時点で申しますと、これは国民所得ベースでございますから、いまの勤労者家計とは必ずしも正確にはリンクいたしません、昭和四十三年にわが国の個人貯蓄率は二〇・五を示しております。アメリカが六・七、イギリスが六・九、西ドイツが一六・〇、フランスが一・五でございます。その意味でも平均値が高い。したがって、いまの階層別にしてもかなり高いものであるといふふうに評価してよろしいのではないかと思います。

○山本(政)委員 そうすると、高蓄積というのは、これは法人の蓄積だけじゃなくて、個人の蓄積にもたよっていることが言えませんか。

○藤澤政府委員 現在の個人の貯蓄は、多く銀行等に貯蓄されているのが現状でございます。資金運用全体といたしましては、先ほど申し上げましたように、個人への還元が必ずしも十分でないといふところから見ますと、資本に活用されているといふことは、そういふことはかなり大きく考えられるのではないかと思います。

○山本(政)委員 そうしますと、高収入の人ほど貯蓄率が高いということは、これは普通の預貯金以外に、実物の投資といふことも、つまり固定資産貯蓄といふか、そういうものも含めての貯蓄だといふふうに考えていいわけでしょうか。その点はいかがでしょうか。

○藤澤政府委員 そのとおりでございます。

○山本(政)委員 そうすると、いま五段階にお分けたら、その第五番目の階層というのは、つま

り負債すなわち他人の貯蓄を利用しているということも言えますね。そういう傾向があるといふふうに言える。この点はどうでしょうか。負債率が高いんだから……。

○藤澤政府委員 最近の家計調査の特徴といたしまして、片方で黒字率が高まり、また貯蓄率も国際的に見て相当高い割合を示す一方、ある程度の負債が見られるわけでありませぬ。これは御承知のとおり、たとえばうち一軒を建てるにいたしまして、あるいは自動車を買ったにいたしまして、割賦販売が非常に普及してきた、あるいはつとめ先の資金を借りるといふようなケースがむしろ普通になってまいりました。そういった意味からかなりの負債もあるわけでございます。階層別の負債の分布は、貯蓄動向調査によりまして、昭和四十四年の負債現在高が、平均いたしまして二十二万四千円でございますが、この五分位階層に分けて見ると、第一階層が十萬二千円、第二が十萬五千円、第三が十六萬一千円、第四が二十萬八千円、第五が四十七萬三千円、御指摘のように、階層が上になるに従って負債高も高まっていくといふのは事実でございます。

○山本(政)委員 だから、あなたのおっしゃるように、高所得者というものは土地や株式のように物価上昇に影響されない、つまり減価がないといったほうが正確かも知れませんが、そういう貯蓄を行なっておる。しかし低所得者の場合は、その貯蓄が実際に資産となり得ているのかどうかというところが問題になってくるわけですか、現実にはインフレといふものがあるのですから、勤労者がたくさん貯蓄をするようになったと言っているけれども、その貯蓄といふのは実態として資産となり得ておるかどうかが問題となるわけでしょうか。あなた方は幾ら貯蓄がたかさんある貯金ではないんです、真の意味での。だから、貯金がたかさんあるから家が建てられるような条件といふことには現実ならぬわけですか。ぼくの言いたいことはそこなんだ。最大の問題点は

そこなんだですよ。その点一体どうお考えになっておられますか。

○藤澤政府委員 傾向といたしまして、先生御指摘のような傾向があることは事実でございます。ただ数字を見ますと、たとえば貯蓄の中で、いま資産といふことをおっしゃいましたけれども、貯蓄の中で何を資産的なのと見るかという見方はいろいろあるかと思ひます。たとえば定期預金も資産的なのだとおっしゃるに、見ますと、勤労者世帯の貯蓄の中で定期性預金は三・一六%を占めておりますが、それが第一・五分位で三・五・二、第三・五分位で三・四・一、第五・五分位ですと逆に二・九・九といふことであまり落差がございませぬ。むしろ下のほうが少し高いといふことがございませぬ。むしろ逆の意味の通貨性預金は、御指摘のような傾向でございまして、全体の平均が一四・八%でございませぬが、第一・五分位が一八・九といふ値を示しますが、二・三といふ値でございませぬ。第五・五分位は一二・三といふ値でございませぬ。低い階層のほうに通貨性預金が多いということも事実でございます。

また、有価証券の例を見ますと、全体の平均では、勤労者の場合、貯蓄の中で二・二・五%が有価証券でございませぬが、第一・五分位では七・二%の割合であるのに比べて、第五・五分位では三・七%になっておるといふことでございます。

○山本(政)委員 ですから、私が申し上げたいのは、つまり高所得者の人たちは減価のない貯蓄といふものをやることのできるのだといふことなんですよ。それは事実なんです。だからその人たちは財産形成法によって土地取得をますます促進させることができるだろうと私は思ふ。だけれども、貯蓄といふものが資産となり得ないといふインフレ構造の中で、勤労者が幾ら貯蓄したってたかが知れてるじゃないか。そして、あなたの方のこの法案でそれをサポートしたって、そんなものは、島本委員だったかだれだったか、二階から目薬、こう言ったのですが、まさにそのとおりじゃ

ないかと私は思ふのです。だから、あなた方が一々言った数字というのは、勤労者は家をつくることのできませぬという例証ではないでしょうか。だから、それならこれで何とかいたしませんか。しかしそれにしても、これでは家は建つはずがないですよ。あとでぼくは地価とかなんとかといふ話も申し上げますが、建ちようがないじゃありませんか。

○岡部(實)政府委員 従来いわゆる日本の高度成長下におきまして、先生御指摘のように勤労者が必ずしも十分資産を持ち得るような状況になっておらぬ。ただ現実には、企業を通じていろいろなる形の住宅貯蓄等もやっておりますが、しかし、ある程度たまっていよいよ建てようとする、いろいろな物価上昇でできなくなるといふのは、現実の姿としてはそういうことはいない事実であるかと思ひます。

そこで私ども、この法案は、それにもかかわらず個々の勤労者の家計その他を見ますと、貯蓄の目的別に見ますと、いまおっしゃったように、必ずしも資産形成のための貯蓄とはいえないものもあるかと思ひますが、しかし住宅を建てるためにいろいろ貯蓄をしていく、あるいは将来の老後の生活のためにいろいろ貯蓄していくんだというふうな動機も相当含まれておるといふことでございます。そこで私どもは、そういう方々の貯蓄が、従来の一般的な減税措置だけでなく、それにプラスアルファされた減税措置を少なくとも講じて、勤労者が貯蓄をする場合には一般よりもそれだけ有利になるのだ——その有利の度合いがこれで十分かどうかはまた議論のあるところでございますが、少なくとも有利にする、しかもその人たちの個々のベースで貯蓄をし、それを還元するということではなかなか問題の解決にならない。そこで各人の貯蓄を総合的に集めて、それを雇用促進事業団に還元しながら、事業主等の援助も引き出しながら、共同して住宅の建設等にも当たっていく。そこにこの制度が、個人ではなかなか住宅建設

も及ばないと云ふも、団体を通じてあるいは事業主と協力して、この目的のためにいろいろな援助措置を講じていけば、何とか持ち家の建設も可能になり、資産の形成もできていく、こういうことで考えておるわけでありませう。

ただ、それに十分なる制度的なメリットがその中に当然入っているのかということになりますと、私もいまこれで十分満足すべきものかどうかは卒直に申し上げかねるわけでございます。出しても、少なくともそういう方向で一步踏み出せば、この制度が活用されだすということに非常な意味合いがあるのではなからうかというふう

に考えておる次第でございます。

○山本(政)委員 基準局長は頭がたいへんいいので、抽象的に抽象的にお話をしてお逃げようとしておる。だれだつて自分の家を持ちたいと思つておる。だれだつて自分の家を持ちたい。持ちたくない人はないはず。ただ私の言いたいことは、低所得者の人たちは、土地とか有価証券の購入余力がありませんよ、これはあなた方もお認めになるでしょう、こう言っているのですよ。そして、いま預貯金を持っている人は、もちろん家を持ちたいという希望を持っているけれども、現実には老後とか教育とか不時の出費の用意にしかそれは現実にはなっていないことなんだ。だから、家を建てる希望はあつても、それを建てる基盤というのはゼロにひとしい。そのゼロにひとしいやつに、ただ二階から目薬のようなこういう政策をやつたつて、それは効果はあはしないじゃないですか。もちろん、あなた方は家をお建てにならぬというわけじゃありません。それは幾らかは建つてしょう。幾らかは建つてしょうけれども、しかし、そのメリットと、勤労者のそういう無理に無理を重ねて預貯金をすることとのメリットを、一体あなた方はどうお考えになつておるのかと云うのです。基本的には社会資本の投下ということが現実にはなかつたわけでしょう。そういうものがこういうことをもたらしているわけなんです。だから、そういう答弁では、それ

は私に言わしたらすりかえでしかないということなんです。いいですか、これは経済白書からですが、普通預金の名目利回り、これは期間平均で二・二%です。ところが、実質利回りは、消費者物価が上がるので、マイナスの三%になつておるわけですよ。名目利回りは二・二%だけれども、実質利回りはマイナスでしかない。そういう条件の中に貯金をしたつて、かなりな額だということでも、一般的に考えたら、家を建てるということから考えたら、たいした金額じゃない、実質の利子というのがマイナス三%だなんという事ならば家が一体建つたろうかどうするうか。そして、この程度のあなた方のやり方で実際に家が建てるのだから、五百万人そういうものにかかり入つても、その恩恵に浴する人は数万人くらいしかないでしょう。おそらく十万人という数字にはならないと思つておる。それがはたしてあなた方のおっしゃる財産形成政策といえるのかどうか。定期預金の名目利回りが五・五%です。だけれども、消費者物価の上昇からいへば、これは〇%です。勤労者が持つておるというものは、あなた方からいへば普通預金と定期預金

が主たるものだ、こう言っているけれども、片一方はマイナス三%、片一方は〇%、幾ら貯金してもマイナス三%か〇%にしかならぬものに対して、資材の値上がりとか土地の異常な高騰の中で、一体家を建てることのできるのだからどうだろうか。つまり、あなた方のほうで出せというので、要するに銀行へ出したら、出したものが実際に戻りとして返つてこないじゃありませんか。これは数字がちやんと示しているのです。皆さんのを集めて——それは集めればたくさん金が集まるでしょうよ。だけれども、その恩恵に浴する人は何年待たばいいのかということ。そういうことになりかねないでしょう、こうなつてきたら、あなたのおっしゃつたように、貯金がたくさんあると

ですよ。減価なんです。それでも勤労者というものは、とにかくはかない望みを持ちながら貯金をしているわけだ。しかし、そのはかない望みの前に、教育の問題とか育児の問題とか不時の出費の中にそれは費やされてくるということだつて、これは事実ですよ。数字が出ています。そうすると、家というものは一向建ちつこないじゃないですか。それで建つ建つというのは幻想です。幻想を持たしているのははたして財産形成政策じゃないかと言つておる。その点はどうかですか。

○岡部(實)政府委員 御指摘のように、現在のよに物価が相当な速度で上昇している、あるいは住宅を建設するための用地がなかなか確保できないというような状況下で、はたして建てられるかということでございます。私もこの勤労者財産形成政策がオールマイティのものであるということをお申すわけでは決してございませんで、この法案の目的とするところを実現するためには、やはりこれと同時に各般の施策がこれに並行して行なわれるということは当然考へていかなければならないところでございます。物価の問題につきましても、また直接関連いたしまする土地の問題につきましても、これは政府部内におきまして関係省と十分連絡をとりながら、現実にこの制度が少しでも活用され、実効があるような措置を講じてまいりたい。

○委員長退席、増岡委員長代理着席

そういう意味で、非常に抽象的ではございますけれども、この法案の中に、国、地方公共団体のいろいろの責務、抽象的でございますが、これを具体化してやつてまいりたいと思つておられます。いろいろの施策を講ずること、さらに財産形成の基本方針を策定する場合には、大蔵大臣並びに建設大臣等も十分かんないだいて、それぞれの角度から、この政策が実現するにあつたつての隘路をいろいろチェックしてまいるという努力が必要であるかと思つたので、この実施にあつたつては、御指摘のようにいろいろな条件を整備していただくことは必要であると思つた。そういうことについても最善の努力をしながら、総合的に

に少しでも実効を阻害するような要因は削つていくという方向で進めてまいりたいと思つた。

○山本(政)委員 たいへん失礼な申し分なんでしょうけれども、基準局長、実際にそういうことが出来るかということに対してたいへん疑問があるのです。それはいまも申し上げましたけれども、普通の貯金は名目利回りが二・二%、実質利回りがマイナス三%、それから定期預金は五・五%が名目利回り、実質利回りはゼロ、ところが、株式の場合は名目利回りは一〇・三%、実質利回りが五・七%です。これは経済白書がそういつているんだから。そして、土地の場合には名目利回り一八・一%、実質利回り一一・九%。こういう実態というものを要するに是正しないで、あなた方がそんなことが言えるのかどうかという問題が一つ出てくる。

もう一つは、「政府・民間企業設備」、これは国富の国際比較ですが、日本銀行の貯蓄時報に出ていますけれども、日本の場合には四四・八%、西ドイツの場合には二三・八%なんです。半分以下です。そして逆に、今度は個人の耐久消費財からいへば、日本は八・六%しかないけれども、西ドイツは一三・四%。だから、それは関係各省、大蔵大臣とも相談するとおっしゃるけれども、私に言わしたつて社会資本といふんです。特にいま申し上げた住宅、そういうものの相対的な立ちおくれということがござつて実証されているわけでしょう。三月の二日でしたか、木村さんがそのことを指摘して、大蔵大臣がやまっていた。総理もそれを認めたと思つたので、私も、私が言いたいのは、経済構造とか経済運営とかいいますが、そういうものに対して基本的な考え方というものが直らぬ限りは、つまりあなた方のやり方というものは小手先でしかなくなつてくるではないか。あなた方がどう強弁しようとも、それはきわめて限られた範囲でしか実施できないじゃないかという感じがするのです。

減価と知りつつ貯蓄をしている人たちに對して、もう一べん貯蓄をしると、こう言うわけでは、私に言わしたら一そうの収奪ですよ。それで一体実施可能になるのだからどうかどうだろうか。勤労者のおもな預金というのは、普通預金、定期預金、これはもう減価もしくは利殖率はゼロ、高所得者の資産、さっきのあなたの方の数字をお聞きしますと、株式や土地なんというものがたくさんある。そういうものは物価上昇の影響を受けやすい。そして、貯蓄したものは財政投融資として産業基盤の形成あるいは民間企業への設備投資、そういうものに貸し出されていく。これじゃ勤労者の貯蓄するということの意味がなくなるだろう。本質を知ったら、勤労者なんてそういうことに対する貯蓄意欲というものは起こってこないだろうと思うのですよ。西ドイツで理解された、こうおっしゃる。だけど、いま申し上げましたように、西ドイツと日本の場合には配分が大幅に違ってきますよ。まさに個人の場合と企業の場合とが逆転しているわけだ。そういう逆転というものを直さぬで、西ドイツのまねをしようといつても、本質的なものが違っている、要するに構成が違っているものに対して、そういうことをまねしても、どだいできこないという感じがほくはするのです。そういふことをお考えにならないで、要するにこれを強行されようとするんだから、これはたいへんおかしんじゃないか。こんなものは勤労者に対する収奪以外の何ものでもないですよ。だから西ドイツのように、西ドイツがいいとは決して申しませんよ。しかし、少なくとも政府、民間企業の設備というものが、日本では四四・八%、西ドイツが二三・八%、これが逆転するぐらいのことになったのならば多少でもそれなりに理解をしたいと私はつとめますけれども、そうじゃないわけなんですよ。こういうことを直そうとしないで、それで財産形成ができますよというものは、これはまあかしたと思えますよ。この数字に對してどうあなたの方はお考えなのか、それを聞かしてください。

○藤縄政府委員 インフレの過程の中で資産保全が可能なのは一部の家計に限られている。経済の健全な発展と家計資産の健全性、家庭の経済生活の計画性を守っていくために、物価安定は国民的課題なのであるという、まさに先生がいま御指摘になった表現が、昭和四十五年の経済白書に出ておるわけでございます。そういう意味で、御指摘のとおりでございます。物価安定というものが非常に重要であるという点では私も重々承知をいたしておるわけでございますが、ただ、実際に統計を見てもみますと、たとえばわが国の勤労者の貯蓄率というものが年々上昇をいたしております。たとえば昭和三十年に九・二%であったものが、とにかく二〇%というところまで上がってきておるといふことでございます。

そこで、全体の貯蓄の流れという点についても御指摘のような問題がございますが、この制度では、現に営々として行なっている勤労者の貯蓄に對して、とにかく現状よりもプラスアルファを加える、何らかの援助を加えようといふことと同時に、その資金の使い方についても改善を加えて、勤労者のほうに行くようにするといふことでございます。いま申し上げたように、私どもは、前進である、先生の御指摘の課題が、まさに非常に大きな課題であるといふことを私もは全然否定はいたしません。現状よりはベターであるといふ判断でこれを出しておるわけでございます。

○山本(政)委員 賃金部長は、貯金がふえているといふことでござりますが、これは私自身の事例です。私はいまでも借家ですけれども、私が来たときに、いまの土地というのは一万五千円ぐらいだった。いま坪二十万円ですよ。貯蓄がふえるよりか、要するに必要な土地を入手する額のほうがはるかに金額として高くなっているわけですよ。貯金がふえたからといふことは、土地が買え、家が建つといふことの例証にならぬのですよ。あなたは、貯蓄の額がふえたといふことでござりますが、ほくが言いたいのは、いま数字を申し上げましたけれども、社会資本とい

うものは、日本が二六・三%、西ドイツは五二・二%なんですよ。この中に、つまり西ドイツの持ち家政策とか含まれているわけですね。それなら、少なくとも社会資本といふものはここまで引き上げられなければ、西ドイツがやってきたような方向を日本の財産形成といふものはたどれないだろうとぼくは言っているわけですよ。条件がはるかに低いわけですよ。はるかに条件の高くない西ドイツですらいろいろトラブルがあったわけでしょう。それでやるとこまでできたわけでしょう。それよりか条件をはるかに悪いわが国が、西ドイツの条件をサンプルにしてやろうとしたって、それはやれつけないわけですよ。あなた方が土地の高騰に對して、貯蓄率が上がった、それに土地の高騰に見合うだけのものを何かつけ加えてやるといふなら話は別ですよ。そんなことはできつけないわけですよ。この法案から見たら、ただその格差というものが少しは縮まってきたといふだけの話で、それは議論にならぬでしょう、あなたのおっしゃることは。

○藤縄政府委員 御指摘の点はまことにござもつともございませぬが、私も従来的高度成長のひずみといふことをずっと言いつけてきているわけでございます。そのことは、まさに御指摘のよう、高度成長の過程において処すると、社会保障の面あるいは社会資本の充実の面あるいは公共投資といふようなことが立ちおくれかけている。そこで、先般の閣議におきましても、新経済社会発展計画において、やはり立ちおくれた社会資本の充実あるいは公共投資の拡充をやらなければならぬといふ政府全体の基本姿勢が示されてきたわけでございます。したがって私ども、閣議決定したからすぐできるんだといふことを申し上げるわけではございませんが、先ほども申し上げましたように、この法案を出したからといって、客観的にいえる条件が整備されなければ所期の目的が達せられないといふことは、御指摘のとおりでございます。ただ私どもは、この法案を出し、この制度を世の中に提示することによりまし

て、やはりその立ちおくれの面も、いわば強弁するわけではございませんが、この制度をどうして、できるだけ推進をはかっていくかということ、ともども努力をしてやってくいかどうか、あるいはこの制度を当初考えましたときに、たとえば土地の先行取得のための相当な経費も考えたり、あるいは一種のプレミアムといふような制度も実は考えてみたわけでございますが、現段階において必ずしもそれを取り入れるに熟しておらないために、労働省がそういうことをいまして、一挙にやることは、実は今後の課題として残したわけですよ。土地の問題等につきましては、これは政府の中でそれぞれ建設省その他が、いまの社会経済発展計画に基づきましている計画的に充実してまいることだと思ひますし、それをさらに推進することによりまして、この法律に基づく制度が期せられるよう努力をしまいたいといふことでございます。そういう角度から御理解を賜われれば幸甚に存するわけでございます。

○山本(政)委員 こういふことですよ。勤労者が、功成り名遂げてなんといふ言い方はおかしけれども、まあ、一生ずつと働いてきて退職金をもらいます。そうすると、「退職金の主要使途」といふのがここにあります。あなたののおっしゃるように退職金を貯蓄したいといふ人が二二・一%、住宅の建築、購入といふのが一九・一%、住宅の増改築、修理といふのが一三・七%、土地の購入が五・八%。ところが、土地を含めて住宅に関する退職金の減価率というのが、国民生活研究所の統計で見ますと、一番使途目的の中では高いわけですね。一五%ぐらいですよ。そうすると、退職金は年々上昇していくだろうけれども、減価率といふものは退職金の上昇率をはるかに上回っているわけですね。そうすると、いま政府が財産形成に、こういうことをやりながら、退職金も頭に入らなうといふことでかきやうっていったにたつて、勤労者が退職金に期待し得るような実質購買力があるかどうか、こういうこと

も実は問題になってくるだろうと思う。

私は、いまのような土地とか住宅価格とかあるいは消費者物価の上昇が続いた場合には、退職金というものは大幅に削減されますよ。しかし、これは政府がいかに努力をしようとしても、これは企業のほうなんでありますから、あなたの方の意図に反して——退職金をその意図に沿って大幅にふやしてくれないければ、やはりこれだつて家は建たぬということになるでしょう。だから、ほくは労働省の善意というものは買いますよ。しかし、幾ら善意があつたつて、そういう経済的な条件がないところには家は建てようがないということになりはしませんか。とすれば、やはり社会資本を充実させるという方向に向かわざるを得ない。しかしこれとて、たいへん失礼な言い方もしたらぬけれども、限度があるだろう。特に民間の人たちは退職金に依拠することがたいへん大きいということが数字に出ている。しかもその退職金が大幅に減価する、しかも政府によって規制することができぬというところになったら、勤労者は貯金だけさせられて、退職金をもらつても家が建たぬということになるじゃないか。だから、そういうことまでお考えになってこれをびしっとされるなら話は別ですよ。しかし、私に言わせたらしり抜けじゃありませんか。肝心のところが抜けておつて、そして財産形成をおやりなさいおやりなさい。ゼロとは言いませんよ。しかし、幾らかのものが建つことは事実だろうけれども、それをもつてして財産形成であるというなら、これは羊頭狗肉じゃないかと私は言わざるを得ません。

○岡部(實)政府委員 御指摘のとおりでございます。いまお示しになりましたように退職金の減価率も、土地の購入の減価率が一番高い。住宅の建設購入がその次、一〇%をちょっとこえるというふうな数字もござります。それで、最近の土地の高騰その他による住宅比率も非常に高まってきておつて、土地購入者の所得に対する倍率も二倍ないし三倍というふうな、公団住宅等にあつてもそういうことになってきています。

そこで、全般的に日本が非常に立ちおくれているのが住宅状況でございます。住宅の最近の建設計画によりましても相当な数をつくつていかなければならない。その中で非常に大きな比率を占めますのは公営住宅あるいは公共住宅あるいは賃貸住宅というふうなものになるかと思つてます。しかし同時にやはり労働者の住宅に対するいろいろな考え方の調査から見ても、やはり何らかの形で持ち家を持ちたい、またそのために何となくも努力を積み重ねていくんだということも現実にあるわけでございます。そこでその点を取り上げて、少なくとも勤労者についてはほかに生活を向上していく手段がないわけでございますから、やはり賃金の中から少しでも貯蓄をしていく、これができるだけ有利にしてその貯蓄が集まつたものをあつて限り多く勤労者に還元していく、そういうことで、共同して持ち家をつくり、生活向上をはかつていくということについて少なくともやはり何らかの制度としてこれを打ち立てなければならぬというところで、今回の制度をつくることに踏み切つたわけでございます。

ただ、羊頭狗肉という御批判もあるかと思つてますが、実は政府各部門におきましてそれぞれ、たとえば土地その他の問題につきましては、やはり労働省がこれを一手にやるというわけにもなかなかまいりません。したがつて法案としては、そのほうはひとつ政府の全般的な住宅建設計画の一環として考えてもらつたということ、法案自体には直接これに触れなかつた。ただ基本方針等でこれを随時明確にしなごら具体的な施策を政府部内において十分効果あるものをとるといふことを前提とし、あるいは今後そういう方向で進めるのだということをお考えをいたさなければと思つてますし、またそういうことが伴わなければ、仰せのようにこれ自体制度が十分に利用されない。つくつてはみたけれども絵にかいたもちにすぎないんだということになりかねない。そういう要素も当然含んでおりますので、私どもは、そういうことにならないように、いろいろ御指摘

の点について総合的な施策をとるように関係各省とも十分協力をしてやつてまいりたい、こういうことと考えております。

○山本(政)委員 これは去年だと思つたのですけれども、建設省がまとめた四十四年の建築着工統計ですが、四十四年中に着工した住宅は百三十四万六千戸、四十三年よりは二%ふえています。ところでこのうちで持ち家は六%増だけであつて、全住宅に占める比率も四十三年に比べると四%から四三%に落ちてきているわけです。四十一年から持ち家の建設ブームが来て、四十二年には総住宅の四九%を占めておつたけれども、四十三年から足踏みして今度は逆にずっと下降現象を持ち家住宅というののはたどつていっているわけです。この原因を建設省の計画局長は、要するに問題は土地問題なんだ。年間二五%の急上昇をたどつておる地価、これを何とか解決しなければ持ち家なんということはお考えすることはできない、こう言つておるのですね。これは間違ひございませんね。

○朝日政府委員 ただいま先生仰せの二五%地価が上がつておるといふその数字について、まず申し上げたいと思つてます。

これは御承知のとおり地価形成の合理化のために地価公示法を制定をいたしまして、昨年の四月一日に第一回の地価公示をやつております。本年四月一日にも第二回の地価公示をいたす予定でたゞいま準備を進めております。そこで、たゞいまの数字は地価公示の前提をいたしまして、過去に建設省が東京、大阪、名古屋、このいわば三大都市圏で、東京でございますと東京駅からおおむね四十キロ圏内くらいのところを四百件ばかりの地価を調査いたしまして、それが四十四年一月一日現在で対前年比、東京都その周辺で二五・一%、大阪及びその周辺で二四・五%、こういう騰貴率を示したという調査の結果の数字の御指摘だと思つてます。ただいま申し上げましたように、これはいわゆる三大都市圏の数字でございます。全国的な地価調査はたゞいま私どものほうで直接はいたしておりませんが、通常、日本不動産研究

所の調査に基づきます全国市街地価指数が引用される例が多いわけでございます。御参考にご利用のほうの平均の騰貴率を申し上げますと——平均と申しますのは用途別の平均でございますが、四十三年三月から四十四年三月までの間に約一七%、これが四十四年三月から四十五年三月に至りますと一九%強という数字でございます。なお同じく不動産研究所の最近の調査によりますと、これは毎年三月と九月に調査いたしておる数字でございますが、昨年の三月から九月に至ります間には騰貴率はやや鈍化を示しているという結果に相なつております。なおただいま計画局長が、こういう地価の上昇がある限りは持ち家など望めないうい、こういうことをいっておるということでございますが、そのことは別といたしまして、地価の異常な上昇が、御指摘のとおり、住宅問題といわず経済活動全般につきまして非常にネックになると申しますか、問題でございますので、四十年以降四十二年あるいは昨年の八月と三回にわたつて、関係閣僚によって構成されております地価対策閣僚協議会におきまして、諸般の——先ほど来、労働省側からもいろいろお話がござりますように、一建設省あるいは一何々省ということでの問題は解決するものでございませぬので、関係の各省それぞれ自分の守備範囲におきます政策を実施しようということを決意を、その決定された政策の実施を着々進めておるわけでございます。

長くなりますが、たとえて申しますと、今日の地価問題の根源は、一つは土地利用の混乱が原因だ、こういう意見が多々ござります。これに對しましては、都市計画法の制定をいたしまして、たゞいまこれも根幹になりますところの市街化区域の設定を鋭意進めておまして、本年度中にほぼ七〇%ぐらいは線引き予定地域の線引きが完了するという状況でございますし、あるいはその市街化区域の中で、さらに建築基準法に基づきます用途地域の設定につきましては、これはここ一兩年の間に——法律上は三カ年でやればよいというこ

とになっておりますけれども、それを一、二年の間になるべく早く設定をしていこう、こういうようなことをいたしておきますし、あるいはたいいま申し上げた地価公示法の制定も、これも地価の適正な価格と申しますか、それを公的機関によって調査、公示をすることによりまして地価の目安にして安定をはかっていく、こういうような政策もございまして、建設省サイドで申しまして、いろいろと打てる手は打っておるといふことでございまして、ちょうどそういう意味におきましては、過去においていろいろと決定を見ました地価対策閣僚協議会の決定が実施の段階にある、こういうことでございまして、その成果についていま判断をする、批判をする段階にはないと思えますけれども、私もといたしまして、できる限りそういう線に沿って努力をいたしておるところでございます。

○山本(政)委員 いま宅地部長が引用した日本不動産研究所の調べによりますと、六大都市の宅地の価格の指数は五〇〇です。ところが、勤労者世帯の可処分所得、つまり家を買おうと土地を買うとかいふ、そういう可能な所得で、これは指数からいえば二五〇しかない。そうすると、五〇〇と二五〇ですからちょうど半分ですね。その半分に對して、くどいようですが、この法案がどれほど役に立つのだからか。百万円を限度として減税をする、こう言われておられるけれども、そんなものに役に立ちますか。格差というものがだんだんこの調子でいけば、要するに上向線をずっとそのまま進進していけば、とてもじゃないが追いつかぬと思うのですよ。これは抽象的な表現じゃないのですよ。実感としてあなた方が可能なのかどうなのか。

ここに東京周辺住宅地の価格の表があります。これは建設省の土地鑑定委員会公示です。これを見ましても、住宅取得の前にまず地価の高騰が大きな障害になっていきますよ。六大都市における宅地価格の上昇率は、建設省の数字と多少違いますが、わかりませんが、三十年から三十五年

の間に二六・四％上がっている。三十五年から四十年の間に二四・七％、四十年から四十四年の間に二・四％、そして四十四年は二〇・一％なんです。これは、地価高騰というのはいくつ何のために起ったのだらうといえ、私は、やはり経済成長、そしてそれに伴う人口、産業の都市への集中だ、こう思う。ですから、そういうことを考えると、需要増が片一方にある。そして利益率、つまり預貯金の利益率です、そういうものを大幅にこえる地価上昇というものがあつた。そこに投機的な作用が動いてくる、こうなってくるのですよ。こういうものを克服することなしに、つまりいま申し上げたように、可処分所得が土地価格の上昇に比べればちょうど半分ですわ。こんなものは、これだけくらの法案でできっこないです。各省が相談するって、いつそれができるのか、それだつて見当がつかないでしょう、率直に言えば、いついつにやります、いついつにやると、それからいついつまででどうしますかというところは、私たちがこれを信用しろと言つたて信用するわけにまいらぬでしょう。それでもこの法案をつくったほうがプラスになるというふうにおっしゃるあなたの方のお考え方が、私は理解できないのですよ。こんな懸隔があるものを、これくらいのことでは埋め合わせで早く購入ができますかということにはならぬでしょう。それはなるかならぬかだけ聞かしてもらいたいと思つた。

○岡部(政)政府委員 いろいろの御指摘になりました。ただ、土地の値上がりとか、あるいはたとえば勤労者のやはり希望する者には持ち家を持たせろのだという姿勢、またそれをどういう制度として打ち出していく、こうすることが、一つやはり目標を掲げて、それに対する努力を続けていく、その指標として掲げることについてまた意味

があるのではなからうか。それからもう一つは、ここでこの法案の一つの特徴と申しますか、これは国、地方公共団体及び事業主相互、この協力態勢をもとにして、そこでこの制度を展開していくというところにあるかと思つたのでありまして、土地の問題も各人が各様に、いろいろ住宅建設のための土地の取得に向かいますと、そこにはやはり民間の不動産業者あるいはデベロッパーというふうなものがいろいろな形でその需要をさらに引き起こす、そのためにやはり土地価格の必要以上の高騰を導くということもあるかと思つて、いまの組織的に勤労者の持ち家のための政策を打ち出して、これを中心に土地問題その他各政策を焦点を合わせていくということ、ひとつ問題をはつきりと提起したものであるといふことはいえるのではないかと。具体的にそれじゃこれで何ぼ持ち家がつかれるのかということにつきましても、大ざっぱな試算はいろいろやっておりますけれども、御指摘のようにそう当初から非常な数を期待できない。そこでむしろこれと同時に、この持ち家の建設の隘路になります土地問題には私ども建設省にも十分要請を思ひ切つた措置をとるように、今後この財産形成審議会を通じて、あるいは基本方針の作成にあたりまして、そこいらに重点を合わせながら進めてまいりたい、こう思つていふところでございまして。

○山本(政)委員 問題提起だなどということでは、よけいおかしくなつてくると思つたのですよ。あなたの方案をおつくりになるのだから、勤労者の財産形成にこれだけ出せばこういふメリットが必ず出てきますかということがなければおかしなもので、問題を提起したということだけだと思つたら、この法案をつくる必要は何もないと思つたのです。

具体的なことを一つ申し上げましょうか。総理府統計局の家計調査で「全国勤労者世帯における所得・消費の推移」というのがあつたのです。いいですか、これは全国平均です。実収入が九万七千六百二十六円、可処分所得が八万九千九百三十八円、そして消費支出が七万二千四百四十四円。だから簡単に言えば可処分所得の中から消費支出を抜いたもの、これをまるまる貯蓄して住宅、持ち家政策に協力しよう、こういうふうな考え方はあつた。りませぬ、消費支出というのは教育とかいろいろほかの支出があるのだから。そうしますと、八万九千九百三十八円から消費支出の七万二千四百四十四円を引きますと、一カ月分の家を建て得る費用が出てくるわけですね。そうでしょう、まるまる貯蓄するのであれば、年間にする十二倍すればいいわけですね。つまりその差額は一万七千八百九十四円ですから、それを十二倍すればいいわけですね。そうすると二十一万四千七百二十八円。とにかく子供さんも元気で、教育費もかさまぬ、そういう不時の支出が一切ないものとして、全部貯蓄に回して二十一万四千七百二十八円になるわけですね。これを全部貯蓄をして百万円ためるとすれば、大体五年間かかるわけでしょう。そうするとね、そうすると、物価上昇による減価といふものは当然考慮されるわけですね。そうしたら百万円の五年後の購買力は一体幾らになるんだ。この法案の中にはそれを補うだけのものがあるのかどうか。ないでしょう。そうしたら家は一向建たぬといふことになるじゃありませんか。これは簡単な数字です。一切の不時の支出がないものとして、百万円ためるのには五年間かかります。これはちゃんとした官庁数字ですよ。五年後にそれが百万円以上になりますという保証は何もない。むしろ減価することになる。それをあなたの方は、この法案をつくつて、家が建てられるんだ、こう言う。私はそういう数字をごまかすことができないと思つただけで、なおかつそれが建つたろうかといふことなんですよ。建たぬでしょう。年率かりに五％も上りするらうと思つたとしても、かりに五％物価が上昇するとすれば五、五、二五％、百万円のもの七十五万円にしかならぬわけじゃありませんか。それだけのものを保証して、なおかつ家を建て得るようなメリットと

いうものをこの法案はつけ加えているかどうかというのです。つけ加えてないでしょう。提起だけじゃどうにもならぬですよ。要するに、勤労者は汗水たらして貯金をやって、不時のやつはらよと別にのけて、そして家を建てるやつをまたそれで貯金をしなければならぬわけだ。この例でいけば、もう子供が病気になるも何したって一切知らぬ、そして家だけ建てる、それだけに貯金をするのだ。そして減価がある。この減価も何もこの法案は保証してないわけですよ。そういう法案というのが実は問題提起になっているのだからかと私は言うのです。これは数字ですよ。

○藤縄政府委員

先ほど来先生御指摘の現在の物価上昇、特に地価の上昇に伴います非常にきびしい条件につきましては私も全く同感でございます。勤労者は自分の持ち家を持つために非常な努力をいたしておられることは事実でございます。そこでいま御指摘のように、かような物価の上昇下でおおその条件はきびしくなるであろうという点もそのとおりだと思っております。したがって、先ほど局長からお答えいたしましたように、なお個々の勤労者が自分の力で家を持つということがむずかしくなっております。遺憾ながらそうなっております。先ほど御指摘のように建設省の統計でも、持ち家の建設比率が下がっているということも事実でございます。そこでこの法案では、一般的な貯蓄が非常に広く勤労者の中で行なわれるわけでございますから、それについていまままでのように単に産業資金にそれが流れていくという自然にまかせないで、その一部を一つの大きな資金源としてこれをまとめて流す。そして事業主あるいはその団体あるいは日本労働者住宅協会、そういうところでまとめた住宅建設をやります。そしてこれをまた分譲するわけでありまして、その場合勤労者は、もとより一挙にこれを購入するという力は通常の場合なかなかないわけでありまして、これを割賦償還で受け入れるという形になるわけであります。実際の条件は今後定めてまいりたいと思っております。

が、やはり住宅金融公庫その他の融資の例にならいまして、たとえば木造でございますと十八年、耐火構造でございますと三十年というような非常な長期の、しかも政府がある程度利子補給をしまして低利の融資によってそういう建設を行ないまして、したがって建設主体は、当然勤労者に分譲するときにそれ以上の有利な割賦償還ということが期待されるわけでございます。そういういろいろの手だてによりまして困難な条件を克服しながらでも建てていくという努力を私もはしていきたい、こういうふうな思っているわけでございまして、決して情勢を樂觀しているわけではございません。

○山本(政)委員

私は、あなたのおっしゃるように行っていた勤労者は、要するに割賦償還なんてできないと言っているのですよ。あなた、そう言うたって、どうやってそれをやるのですか、できっこないじゃありませんか。私はそのことを証明しますよ。「四十二年東京に於ける着工新設住宅の平均敷地面積及平均坪坪」というのがここにあります。これは建築統計年報、それから住宅統計調査の表ですよ。住宅モデルの敷地が百五十平方メートル、坪五十五平方メートル、東京都心から四十キロです。だから通勤時間からすれば一時間半ぐらいかかる場所です。そこで建設費がどれだけかかるか。これは公の統計です。建設費がどれだけかかるかという、土地代が百九十五万円、一平方メートル平均価格が一万三千円として、これはたいへん安いですね。建設省の地価調査によりまして四十二年の建設費が百四十四万七千九百五十円、つまり一平方メートルの建築費が二万八千九百五十九円、これもたいへん安いと思うのです。これは建設省の地代家賃調査です。それで合計しますと、建設費が三百三十九万七千九百五十円になる。いま考えたらこれはたいへん安い金額だと思ふのです。それでその資金調達方法は、頭金として貯蓄現在高から支払う。これは自己資金から支払うわけですね。残りを銀行ローン、金利が九・四八％、十五年間元利均等方式の

償還。これは不動産銀行で調べたもので、これが一番多いのです。こういう形式でかりに家を建てるとして、家計の中から建設が可能かどうか。東京都の生計調査年報、これによりまして、東京における一世帯当たり収入、階層別の借入れ金に對する年間返済額というのがここにあるのです。月平均収入がかりに四万円の人を標準にしましょうか。四十二年から四十三年にかけてで、平均年齢三十六歳、現在の貯蓄高が二十八万七千円。そうしますと三百三十九万七千九百五十円ですから三百一十一万一千円借りなければならぬわけですよ。そうして残りがある。これを年間返済をする、その返済額というのは三十八万九千四百円になるでしょう。わかりますね。それを結局返済すわけですね。そしてこれには年間の貯蓄の純増と借金の返済四万六千円余があるだろうと見込まれている。そうしますとこの人は家を建てたから家賃、地代が要らぬだろうということになるわけですよ。それから貯金が若干ふえるだろう、こういうことになりまして、家賃、地代を払わぬでいい、そして年間の貯蓄純増プラス借金の返済ということになる。これはプラスしなければなりませんね。そうするとこの人は一年間にどれだけ返せるかという四万一千二百円しか返せないのですよ。年間に返済しなければならぬ金は三十八万九千四百円。そうしたら借金して家は建てたけれども、お金が返せぬという現実になるじゃありませんか。東京都の調査によつたら、こういうことで返せるのは十万円以上の収入がある人でないと返せないということになるのですよ。あなた方、家を建てなさい、家を建てなさいと言っているけれども、今度は建てた家の金を返せなかつたらどうなるのですか。これは取られてしまうのですよ。借金を返せないのだったら、おまえたち住むことならぬ、こう言つて取られてしまふわけだ。あなた方の計算からいくと、現実にはそういうことになるのですよ。それでもこの持ち家制度というものは可能だとお考えになっておられるのですか。考えないでやれといつても、考えないでやれないわけですよ。

う。三十六歳にもなつて、借入れた金を返す金がないとすれば一体どうするのか。せつかく無理して建てたけれども、これはまた出なければならぬということになりはしませんか。ぼくは、まず建てられないだろうということを最初申し上げた。今度は、建てたら建てたお金を返せないという状況にこの数字からいけばなるのですよ。これは四十二年から四十三年の統計です。四十五年になると給料が上がつておる、こうおっしゃるかも知れない。しかし資材も上がつておりますよ。土地も上がつておるということになる。そうしたら依然として年賦償還をするだけのお金というものが出てこないということになるでしょう。それでもなおかつこれが可能なんですか。

○藤縄政府委員

ただいま先生御指摘のとおり、一般の勤労者が個人的な努力によりまして持ち家を建設することになりますと、いまのように、たとえば銀行から住宅ローンを借りる。そうすると十五年で九・四八％、非常に高い金利の資金によって建設をしてそれを返さなければならぬ、こういうことになるわけでございます。そこで先ほど来御指摘のように、非常に条件がますますきびしくなつてまいりました。そこで困難な中でも持ち家を可能にいたしますためには、やはり低利、長期の割賦償還を可能ならしめる。しかも実際には住宅金融公庫とか住宅公団等々の制度もありますが、さらに企業が現にいろいろな形で持ち家援助政策というものをやっておりますが、その企業の努力もここで引き出すということによって何とかもう少し楽な条件で持ち家を可能ならしめる道はないかということ、この制度では金融機関に集まりました資金を事業団に集めて、そして国からも出資金を出して利子補給をするというふうなことで、六分五厘あるいは七分程度の、しかも先ほど申し上げましたように、木造でありますような非常に長期の資金を事業主あるいはその団体等々に貸します。また事業主が必ず何らかの援助をするということを条件にいたしました。そ

ここでさらに安い金利で勤労者の割賦償還を可能ならしめるといふあらゆる方法を講じまして、個人で民間でやります場合に比べて少しでも楽な道を選び開拓したいということでの制度を考えたいわけでございます。

○山本(政)委員 それじゃ、事業主はそういうあらゆる援助をするということがこの法案に盛り込まれておりますか。私が申し上げたいのは、そうやって援助した場合に、結局は返せなければ、金額退職金をやるやつを払えないものだけ退職金から取って、最終的には残りを退職金としてやるということになりかねないのです。あらゆる援助というのはいかに出ておらぬじゃありませんか。

○藤澤政府委員 この法案の九条の二項の二号に、貸し付けを受けようとする者、つまり事業主でございますが、それがその貸し付けにかかる資金によつて建設したまたは購入する住宅の分譲にありましては、労働省令で定める必要な措置、つまり勤労者の負担を軽減するために必要な措置を講ずるといふことを条件にいたしております。そこではたとえば頭金について低利の融資をする、あるいはいま申し上げましたように、雇用促進事業団から借りてきた金利よりさらに安い金利にするために事業主が利子補給するか、具体的内容は省令で定められるわけでありまして、そういう負担軽減の具体的な措置を講ずることを融資条件として、できるだけ楽な形に持っていきたい、こういうふうにご考慮しております。

○山本(政)委員 もう時間が過ぎましたから、本会議後、いまあなたがおっしゃった点はもう一べんお伺いしたいと思います。

○増岡委員長代理 この際、本会議散会まで休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

午後三時十四分開議
○倉成委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

勤労者財産形成促進法案について質疑を続けます。山本政弘君。

○山本(政)委員 ちょっと話をとに戻しますけれども、一九七〇年に六百二十四マルク、こういうふうに変更になりましたね。貸金部長の話によりますと、加入者が一千万をこえるというお話がありました。私の考えが間違っておるかどうかわかりませんが、つまりそれは利用者が増えなくなったというけれども、いま数字を引っぱり出してみたら、それだけ富の偏在というものが大きくなっているわけですよ。加入者もなるほど大きくなってきた。貯蓄率も大きくなってきた。そして集めた金というものは、勤労者のほうに戻っていかないで——要するにこの西独の財産形成にいう、企業の体質を改善し、経済の安定成長をはかるために云々と書いてある——企業のほうに持っていくかたえという事実がある。あなたとして肯定するでしょうか。そうしますと、それは勤労者のためになっておるのではなくて、企業者のためになるおるということを実証しているということになるのです。この点をあなたはどうお考えになっておりますか、それを伺います。

○藤澤政府委員 西ドイツの制度と今度のわが国の制度と非常に違いますが、西ドイツは、先生御指摘のように、貯蓄銀行に預金をいたしてありますが、その預金の用途については、つまり普通の金融機関のような運用がはかられるわけでございます。特段にたとえば勤労者の住宅建設に還元するとかどうとかいうひもはついていないわけでございますが、わが国の場合には、勤労者の貯蓄ということも財産形成でございますけれども、現状では持ち家という問題がわが国の場合に財産形成として非常に重要である。そこで、たびたびお答えいたしておりますように、普通の金融機関の流れではなかなかそれが変えられぬ。ほとんど一、二割くらいしか変えられぬ。そこで、せつかく勤労者の貯蓄ということがはつきりいたします蓄積があるわけでありまして、それを雇用促進事業団にできるだけ吸収いたしまして、そして持

ち家分譲に向けるという点は、ユニークでもありませんし、わが国の実情に合ったやり方だというふうにご考慮しておるわけでありまして。

○山本(政)委員 あとの質問のために参考になりますからもう一度確認いたしますけれども、そうすると西独と日本と違っているのは、いろいろあるでしょうけれども、一つのきわ立って違っている点は、あなたのおっしゃることによれば、たとえ融資をしたときの要するに利子率とかそういうものについては格段の考慮を払うという点に違いもあるわけですね。先ほど、休憩時間の前に、基準局長のほうから、銀行の貸し出し利率よりもはるかに下回るようなことも考えてみたい、そしてそのことについては、ひとつ各省とも相談をしてみたいという御答弁をいただいたと思うのですが、そういうことも含めて間違いないと思いませんか。

○藤澤政府委員 わが国の場合は、いま申し上げましたように、財産形成貯蓄とそれから持ち家建設とを結びつけております。西ドイツの場合には貯蓄は貯蓄で見えますので、そこが違うということでございます。金利についておっしゃいました点は、わが国の場合にはそういうこととでございます。

○山本(政)委員 休憩前に引き続きの質問ですが、繰り返しますけれども、東京における一世帯あたり収入階層別の借入金に対する年間返済の表がここに出ておる。これは試算でありまして、これは東京都の家計年報ですね。そうすると、いまさっき私が申し上げたけれども、月収四万円ぐらゐのところまでだたならば年間の返済額は三十八万九千四百円を必要とするけれども、現実には四万一千二百円しか返せない。四万円から五万円の場合には、貯蓄が高くなりますから若干借り入れ金が減ります。貯蓄の額からいえば四十一万七千円、したがって借り入れ金は二百九十八万一千円、年間の返済額は三十七万三千円、こういうふうになってきます。要するに借り入れ金に対して年間の返済額は減ってきます。しかし、同時に

返済可能な年額というものは逆に今度はふえてきますね。そうでしょう。つまり給料が多くなるのですから、そして貯蓄がふえるから、借り入れる金は少なくなってくる。しかし、同時に、返済の能力としてはふえてくるということになりますね。いずれにしても、四万円から五万円の人は年間の返済額が三十七万三千円だけれども、年間返済可能な金額が五万五千八百円しかない。これはなかなか追いつかない。それから月収五万円から六万円の人は年間返済額は三十七万三千七百円、しかし返済可能能力というものは年に四万六千三百円。こういうふうにして、六万円から七万円、七万円から八万円、八万円から九万円というふうにして、ずっと表を讀んでいきますと、年間の返済額に対して返済可能金額は追いついていかないわけです。追いついていくのは、十万円以上取ったときに初めて追いついていく計算になるわけです。と申しますのは、そのときになると現在の貯蓄高が百四十万円ぐらゐになるから、それをぶち込むわけですから、したがって借り入れ金は減る。百九十九万八千円に減る。そうすると、年間の返済額は二十五万六千円ぐらゐになる。そして返済可能金額というものは六十五万一千九百円と、ここで初めて勤労者は返済できる能力を持つことになる。とすると、先ほど申し上げたように、家は買うことができない、貯蓄というものは取寄せを返さないから家を手放さなければならぬ、こういうことになってくるわけですね。

住宅統計調査報告、四十三年によりますと、東京の全世帯の約五〇％というものは月収六万円以下なんです。つまり返済不可能な人たちです。それから八〇％の人が月収十万円以下、そうすると、八〇％の人たちは返済不可能な人たちになるわけです。そうなりますね。月収十万円以上で初めて可能になるのだけれども、月収十万円以上で借家に住む世帯というのは、東京の全世帯の六・八％ですよ。そうすると、その六・八％の人たちについては、まあ持ち家をするのが可能になるわけ

すね。

そうしますと、いろいろ御答弁がありましたけれども、問題点は法案との関係でどういふことが出てきやしないか。つまり、事業主が雇用促進事業団から融資を受ける、そして従業員が持ち家を建設する場合に、たとえ融資レートのあなただ方のおっしゃる様に銀行ローンより低率だったとしても、従業員は貯蓄による不足分を年賦償還するわけですから、いま申し上げたように、返済能力があるのは高所得従業員だという結論になってくる。一番住宅に困窮している一般従業員、つまり低所得の従業員というのは、そういう幻想のもとにたか貯金をしなければならぬ、こういうことになってくる。それは先ほど羊頭肉と申し上げましたけれども、政策的な欺瞞になりはせぬだろうか。つまり、あなた方はここで提言をなさったけれども、私は善意は疑いませんよ。しかし、せつかく提言をなさったけれども、結果的には政策的な欺瞞になりはせぬだろうかという疑問を非常に深くするわけです。その点に対して私に反論があればお聞かせ願いたいのです。

○岡部(貴)政府委員 反論ということではございませんけれども、いま具体的な例を設定されましたの御質問でございます。私も実はこの制度は、現実に行なわれていろいろいる、たとえば企業内の従業員に対する持ち家住宅の建設の制度とか、あるいは事業主が自分の従業員に対するいろいろな福祉活動の援助とかいうような具体的な活動がそれぞれあるわけでございます。そういうものと、それから一方において、勤労者がみずから困難な中にも持ち家建設のための貯蓄をしているという事実もまたあるわけでございます。そういう事実をつかまえて、その自主的な努力並びに事業主の勤労者に対しますいろいろな援助制度あるいは援助活動というものを結び合わせながら、何とかこれに対して援助措置を講じながら、いままなかな困難なのを少しでもよくしていく、こういうところに一つのねらいがあるわけでございます。そういう意味で、この制度自体が

現実のそういう姿に着目して組み立てられているのでございまして、私どもこれをほんとうに喜ばれる、もっと魅力ある制度にしたい、こういう改善努力は今後引き続きやってまいりますけれども、現状におきましても少なくともプラスに作用し、現実のいろいろな勤労者自身の努力あるいは事業主の努力、これに援助をし、これを促進するという役割りは果たし得る、こういうふうにいるわけでございます。

○山本(政)委員 貯金がふえた、そういう現実に着目して労働省としては手伝いをしておる。それじゃ率直にお伺いをいたします。労働省としては、初年度にこれだけのものを建てたい、次年度に対してはこれだけのものを建てたい、こういう計画はお持ちでしたか。これは前の委員会で数字を発表なさったと思う。それをひとつ聞かしていただけませんか。

○藤岡政府委員 この制度はわが国におきまして初めてのケースでございますので、率直に申し上げまして、将来の見通しを立てることはたいへんむずかしいわけでございます。そこで、前提を置いて試算いたしましたのでありますが、加入人員が初年度五十万、その後毎年五十万ずつ増加するといえます。それから財産形成貯蓄額を一人当たり年間平均六万三千円程度というふうに見込み申して、財産形成貯蓄額が出てまいります。その残高の三分の一を期間十年の元金均等償還で金融機関から借り入れる、そしてこれを事業主またはその団体あるいは勤住協に貸し付ける。貸し付ける条件といたしまして、一戸当たり平均融資額は三百五十万円、平均償還期間二十五カ年、これは木造と耐火構造とありますが、償還期限平均二十五年程度で、元金均等償還で融資する。こういう前提を立てますと、財産形成貯蓄残高が初年度百五十八億円、ずっとだんだんふえていくということ、五年間の累計が三千三百億円ということになります。これで建ち得る住宅は初年度はごくわずかで千五百戸程度しか出てまいりませんが、五年間で累計二千五百戸になる。むしろ住宅建設は、その

後において財産形成貯蓄が大きくなればさらに伸び得るものではないかというふうに考えております。

○山本(政)委員 それでは重ねてお伺いいたしたすけれども、その持ち家の土地はどれくらい面積か、それから、その土地の建て坪はどれくらいか、それから、いまあなたのおっしゃったように、木造、耐火というのはどれくらいになるのか、これは具体的な計画はあるわけですか。

○藤岡政府委員 具体的な計画はまだ持っておりませんが、いま三百五十万を融資すると申し上げましたのは、大体単価を五百万円程度と見込みましたのでございまして。単価五百万円といいますが、これは、大抵中都市程度のところで、三LDKくらいの中高層住宅というものがそのような金額になってきている。都市、特に大都市では、持ち家とはいわゆる庭つき一戸建てというものはたいへんむずかしいものでございまして、やはり中高層のものを開発しなければならぬというふうな考えておるわけでございます。そこで、土地も含めましての三DKないし三LDKというものを想定いたします場合に、大体その程度の価格でまかなえるのではないかと。先般田邊委員からも資料が要求せられておりました、お届けしてございまして、たとえば、それに出ておりました例で、昭和四十五年の南青山の三DKの分譲価格が五百六十四万円、これは日本住宅公団の例でございまして。それから、高幡台で三DKの価格が三百七十八万円というものでございまして、大体単価はその程度ではなからうかと思っております。

○山本(政)委員 私は、持ち家というのは、先ほど申し上げましたように、高度成長によって大都市集中の結果もたらされる、その大都市集中とすることに對する住宅政策として、労働省が提唱なさっている持ち家政策というのが、やはり行なわれるべきかと思う。問題は、中都市とおっしゃったけれども、私はむしろ、中都市はここで考慮に入れるべきでない——という言い方は極言過ぎるかもしれない。しかし、実際に必要な

は大都市でしょう。大都市だとすれば、あなたのおっしゃるように、庭つきでない——持ち家というの、一般の人の常識からいえば、勤労者の常識からいえば、庭つきがほんとうの意味の持ち家というふうに理解しがちだと思ふのです。皆さんが持ち家だといったときに、一般的にほんとうに入ってくるのは庭つき一戸建てですよ。その点はどう思いますか。

○岡部(貴)政府委員 従来からの私どもの生活感覚からいいますとそういうこともございまして、最近の大都市におきます一般住宅等も、土地の制約もございまして、高層住宅で、それを賃貸するから分譲するかとというようなことで、それそれが一戸建て庭つきという感覚というか觀念が、大都市におきましては事実實現がなかなかむずかしいということからも、変わってきておるのではないかと。これは言えると思ふますし、また現実には、大都市で、私も考えますと、やはり限られた土地に高層住宅を建てて、それを分譲していくという形が現実的な方法ではなからうかというところで、そこら辺を頭に描いております。

○山本(政)委員 高層住宅に二年入った人たちはみんな、高層住宅というものはいいかげんに切り上げて、自分の庭つき住宅がほしい、こう言っているのですよ。これは生活実感から出てきているのです。あなた方、うそだと思ひになったら、高層住宅に住んでいる人たちが全部にお聞きになってもらいなさい。異口同音に、高層住宅から早く出なければいかぬ、つまり鉄とコンクリートのジャングルの中では無味乾燥でしょうがない、こういうことを皆さん言っているわけです。だから、実感としては、私が申し上げたとおり、庭つき一戸住宅というのが勤労者の感覚なんです。しかし、一歩譲りましょう。一歩譲って、中高層で日本住宅公団の例をおあげになつたけれども、それなら持ち家政策だなんていつてきやうきやうしくやる必要は何もない。やり方はもっとほかに幾らでもありますよ。そう思いませんか。中高層だなんて、こんなところに中高層を建てて、勤労者は

持ち家住宅なんて感覚を持ちっこないです。

○岡部(農)政府委員 庭つきで一戸建ちというところが、私どもの持ち家という感覚からいうと望ましいと思いませんか、そういう感覚も否定できないと思いませんか、ヨーロッパ諸国の労働者住宅の状況等も、やはり大都市におきましては高層アパートというのが一つのフォームになってきて

いるようでございますし、それから、いまお話ししているように、公営の高層住宅を建てて、それを安く賃貸するなりあるいは分譲するなりという制度も大いに拡充してまいらなければ、とうていいまの住宅事情を満足させ得ない。ただ、それと同時に、やはり現実にもそういうものを取得する場合には、やはりみずからの努力によって少しでも積み立てをして、それをもととして住宅を持ちたい、こういう向きに対しては大いに援助政策もやっていく、両々相まって全体の住宅不足というものを、その需要を満たしていく、こういうことで、その辺は、私もこれだけで、何べんも申し上げますように、すべてが解決されるとは思っておられないわけでありませぬ。

○山本(政)委員 それじゃお伺いしますよ。南青山の日本住宅公園のが五百六十四万円、こういう話です。そうすると、第一点にお伺いしたいことは、たとえば東京の場合、そういうものがはたしてしかく簡単に、地価とかなんかないものを考えて得られるかどうかという問題、これがまず第一点。個人の考えとしては得られないと思う。そういうことはなかなかむずかしい。そうすると、土地とかなんとかいふものを当然考えられて、東京から離れた郊外とか、あるいはもっと地方へ行かなければならぬ。あなた方はそういう建設可能なところは通勤時間はどれくらいとお考えになっておられるのですか。

○藤澤政府委員 たまたまいま南青山の例を申し上げたわけでございますが、住宅公園の例で田邊先生の御要求で提出しております資料には、船橋の夏見台、町田の鴨川、北多摩郡の滝山、船橋の習志野台、それからいま申し上げました四十五年

は高層台、南青山、こういうものが載っております。それから、日本労働者住宅協会の建てましたものは、四十三年は東十条、四十四年もやはり東十条、四十五年が新大塚と府中でございます。

そこで問題は、はたして土地が得られるかというわけでございますが、一応こういうふうに住っておけることもございますが、おっしゃるような、そう容易にさら地があるというようなことはとうてい考えられない。そこで、個人で住宅を持つというところが、先ほど来先生御指摘のように、たいへんにむずかしいわけでございます。できればいろいろな方法を考える。その一つの方法といたしまして、事業主またはその団体が持ち家を建てて分譲する、あるいはさらに、この法律でうたっておりますように、事業主が相互に協力をして、できるだけそういう土地を確保するというところに一つの希望をつないでいるわけでございます。

そこで、そういうことでやらせられても、もとより中高層のものに東京近郊ではなる。その場合はどのくらいの通勤時間を予定するかと申せば、滝山とか府中とかいふ例を考えれば想像がつくような範囲になるかと思ひます。

○山本(政)委員 そうすると、だんだんたいへん不便になっていくことは事実ですね。これが第一点。第二番目は、庭つきではない、こういうことも事実ですね。

それからもう一点お伺いしますけれども、加入人員が最初の年が五十万人、五年年で二百五十万人、西ドイツの方式を採用されるのであれば、皮肉な言い方をすれば、三百万人くらいになるかも知れない。そして五年後に二百五十万人に対して二万五千戸くらい、これしか建てられないということとです。これでは一体、初年度は五十万人に対して千五百戸です、五年たつたら二百五十万人に対して二万五千戸、これではたして勤労者の財産形成としてあなた方看做出して、ぴしっと勤労者にそういうことが言えるだろうか。私は、少なくとも二百五十万人に対して二十万とか三十万と

か、つまり一割くらい建てられるというのだったらまだ話がわかる。しかし、二百五十万人の人たちから金を集めておつて、そして建てた家というのは二万五千戸だ。しかもそれが五年間にです。これはちよつとぼくはそういうことでは財産形成政策の名にそむくものだと理解いたしますが、この点はどうかでしょうか。

○藤澤政府委員 この法案で財産形成というものを定義いたしておりますが、持ち家ももとより一つの財産でございますけれども、預貯金あるいは金銭信託、有価証券の購入、そのこと自体を財産と見ておるわけでございます。そこで問題は、現在の場合でも、預貯金等が非常に増えられておつても、肝心の持ち家には還元されない。それをできるだけ持ち家に還元しようというのがこのシステムでございます。

○山本(政)委員 最初私は、住宅を建てるといふことはたいへん困難ではないですか、そして金を借りたその償還すら不可能になるのではないですか、こういう話をしたときに、西独は貯蓄と持ち家制度というものが、貯蓄といふものを含めて持っているだけども、私もがやることは西独と違つて持ち家だ、こうあなたはおっしゃつたので、貯蓄は除外されている。今度は逆に、あなた論理は、持ち家制度もありませぬけれども、貯蓄といふものも考えているのだ。論理の矛盾です。そうじゃありませんか、議論としては、あなたはこの場合には甲だ、こう言つては、よくが甲と言え乙があります。乙に対してどうだと言え甲といふものがあります、こう言つては、よくが乙だ、それは論理的に矛盾しているじゃありませんか。そうすると、これはときによつて変更できるのですか。あなたの方のこの法案というものは非常に融通無碍だということですか。論理的に矛盾しているじゃありませんか。その点はどうかですか。

○藤澤政府委員 先ほどお答えいたしましたのは、西ドイツは貯蓄一本やりである、わが国の場合は貯蓄をするが、それと同時に、せつかくそういう資金が滞留されるわけですから、それを住宅建設に回すというところがユニークであると思ひ上げたので、貯蓄を除外するという意味で申し上げたのではないと思ひます。加入人員のわりに建設される住宅の量が非常に少ないではないかという御指摘であると思ひます。

これは先ほど申し上げましたように、当初から五年後までを見通しておられますけれども、問題は、貯蓄そのものは、この法案にもありますように、一年間は引き出さないと条件がついているだけでありまして、非常に短期の資金である。片方、貸し出しますものは非常に長期な資金になる。その間のズレもございまして、そういう計算になりますけれども、将来加入人員がふえたりまいて、ある一定の資金の滞留がはつきりしてまいりますならば、住宅に回す余力が出てくるであろう、またその見通しは、最初お答えしましたように、現段階では五年程度までしか見通せないう、その先はなかなか見通し困難であるというふうにお申し上げたわけでありませぬ。

○山本(政)委員 だから、五年先までしか見通すことができないという意味だつたら、二百五十万人しか見通しできない、そうしてその建てる家は二万五千戸までしか見通せないということになりやしませんか。そうすると、二百五十万人から収奪しておつて、建ててあげるのには二万五千戸だといふのは、これは勤労者財産形成にはならぬじゃないですか、これは私の論旨なんです。その点どうなんでしょうか。おかしいでしょ。二百五十万人から金を集めておいて、建ててやるのは二万五千戸、五年先の見通しはわかりませぬ、そんなみみちいものだつたら財産形成にはならぬじゃありませんか。その返答を私はいただきました。

○藤澤政府委員 計算結果を見ますとそういうことになりませぬが、何せ、さつきお答えしましたように、一人当たりの年間の貯蓄金額を六万三千円程度に見込んでおります。貸すほうは三百五十万

けれども、しかし一方において、そういう中でも現に各事業主の、たとえば中小企業も、協同組合がその所属の企業の従業員のための住宅建設にいろいろな形で融資を受けて、厚年から融資を受けたりしながら建てているという現状でございます。したがって、この制度を確立することに、よりまして、そういう現実の活動がさらに援助されて住宅建設に結びつくという可能性は非常にあります。期待という幻想だと言われましても、それを現実と結びつけて運用するならば、相当程度の実効が期し得る。ただ、お話しのように、全体的に住宅建設の基本となるような土地問題その他について、政府としても当然各般の措置を講じなければならぬことは御指摘のとおりでございますが、それと同時に、現実のいまの各事業主あるいは勤労者の自主努力というのを見ますと、それに対して何らかの援助措置を講じて、そして一つの制度を打ち立てるということは、幻想でなくして期待が持てる一つの可能性を含んでいる、こういうふうにも思います。

○山本(政)委員 要するに、きちんとしたデータというものがさっぱり出てこぬで、抽象的に持ち家をもちたいという期待、あるいはそういう努力に対して何とかしなければならぬ、こういう話ですが、しかし、何とかしなければならぬのだとしたら、私はこれ以上貯蓄なんというのをさせないで、むしろあなたの方のほうで思い切つて出せるものをばんと出して行く。そのほうがぼくはほんとうだと思つてますよ。社内預金でこれだけ預金はして、家を建てるためだ、しかしそれじゃ不十分だから、もう百万でも二百万でも出しなさい、それにもう一つつける、こういうことなんですよ。そういう意味からいへば、私はあなたの方のおつしやることのほうが実に身がつてな言い方だと思つて。

それじゃちよつと聞きますけれども、ローンよいか安い、そういうもので貸したいと言つていられるけれども、利子は幾らにさせるつもりなんですか。

○藤縄政府委員 雇用促進事業団で貸し出します場合の利子は今後具体的に決定をいたしていきたいと思つていますが、ただ御承知のように類似の制度がいろいろござります。それらの制度と一応均衡をとることにしたいと思いますので、一応私どもは大企業七分、中小企業六分五厘というふうなままの利率を採用することになるであらうというふうに予定をいたしております。

○山本(政)委員 そうすると、ほとんど変わらぬということですよ。つまり、あなた方が銀行ローンよりか安い利率だと言つたつて、目の子算用で私は申し上げるのですけれども、年に三千元くらいしか違わぬということになりませんか。私の目の子算用だから間違いかもわかりませんが、私の目のつまりあなた方が胸を張つておつしやるほどの助けにはならぬということなんですよ。百万円に対して九分何厘でしよう、それを六分何厘にするというわけでしょう。約三分……

○藤縄政府委員 先ほど先生がおあげになりました例でも、民間の銀行ローンは十五年で九分四厘八毛という数字をおあげになりましたが、私もその調査でも大体九分五厘、十年程度のものが多いでございます。ただいま金利の点だけ申し上げましたが、貸し出し期間が非常に違ひまして、民間の銀行ローンの場合は十年あるいは長くてござりますが、先生御指摘の十五年程度が普通であると思つてます。この制度では、一般の住宅金融公庫等の例と同じように木造十八年、耐火構造三十年というようなかなり長い期間、平均して二十五年くらい期間を予定しております。そういう意味ではまあ三百五十万円融資で試算をいたしましたも、初回は、民間ローン十年、九・五%でございます。五万九千円、五年後で四万四千円くらいの月々の返還になります。この六・五%、三十年で計算いたしますと、初回は二万九千円、五年後で二万六千円という程度で、かなり大きな差が生じてまいります。

○山本(政)委員 それじゃ、どうもすれ違ひな議論みたいなこと、残念なんです。そうすると、

いま一番持ち家を必要としている人は四万から六万くらいの月額の給与の人だと思つて困つていられると思つて。データがありますよ。その人たちに、あなたの方のおつしやるようなそういうやり方で家が持たせられるとお思ひになりますか。絶対に持たせられぬでしょう。うなづいておられるのだから、ちゃんと書類をお持ちになつて、人がうなづいておられるのだから、それならこの持ち家制度というのは一番必要な人に持ち家を持たせるといふことになるんじゃないか。一番必要な人の四万から六万の人たちに持たせられないということになりますよ、議論からすれば、そういう財産形成というものは、つまり持ち家制度というものがあるかどうか。必要の人にやらぬで、余欲のある人にはそういうことが可能だということ、これは政府の労働政策として誤りですよ。誤りでないんだしたら、大臣首をお振りになるんだしたら答えてください。一番必要な四万から六万の層というものは、あなた方の論理から推して見ても、これは返せないですね。じゃ、その人たちの対策を抜きにして財産形成といえるかどうか。

○岡部(實)政府委員 御指摘のように、この財産形成制度で考えている持ち家、住宅の建設促進は、前提といたしましてはまさに貯蓄余力があるということが前提になるわけですね。これは仰せのとおりでございます。したがって、現実は貯蓄余力がないというところもある程度あるわけですね。そこで、住宅政策全体といたしましては、やはりそれそれの層に見合った住宅政策をとらなければいけません。しかし現実には、これは何層も申し上げて恐縮でございますが、現実に何とか貯蓄をしながら自分の持ち家を持ちたいという人たちに對しまして、一つは減税措置で、そういう積み立てに對しまして少しも有利にしていく、また集まった金をできるだけ事業団を通じて還元するように、一

般の金融市場に流れないで還元できるように、その場合に金利も安くするように、利子補給もある程度考えていくというふうな制度を併用いたしまして、そういう自主努力をする人々について、少しでもその努力が援助されて実を結ぶようにと、こういうことでございます。御指摘のように、その前提としては貯蓄余力のないところにそんなことをやってもしょうがないじゃないか、こういうことは依然問題として残ることは私どもも否定は申し上げません。それが所得水準でどのくらいになるのか、あるいはその場合に、現実にはたとえ中小企業の従業員である場合に、その協同組合組織がそういうものにどう活動をしていくのか、それをさらに援助していくということもいろいろ考えられるというところで、現実にはその辺の運用あるいは実効の面もあわせて考えていけば、少なくともこういう制度を充足させること、それは今後実績を見ながらさらに改善充実していくという前提はござりますけれども、一つの機軸を十分當り得るもの、こういうふうにお考えおるわけでございます。

○山本(政)委員 それじゃ、この段階の質問の最後ですけれども、さっきの数字からさつと洗つてみますと、十万元以上で貯蓄能力があつてかつ返済能力がある人でないつまり貯蓄形成というものは、これはそのまゝまほつておく以外にないのだ、こういうふうには確認していいのですか。

○岡部(實)政府委員 この制度で貯蓄減税ということをお前提にいたしておりますので、貯蓄をみずからされたいという場合には、これはこの援助制度が発動できないということがありますので、それでそういう趣旨で申したわけでございます。ただ、貯蓄余力がどのくらいあるのか、それからまた、貯蓄がたとえ少ない場合に、それを事業主がその分を補つてこの制度を活用していくということになりますれば、比較的少額の貯蓄でもそれが生かされていくということにもなると思つて、運用といたしまして、いろいろ事業主の援

どうも今回の法律案では、御指摘もございましたように、必ずしも当初考えておりましたような構想がそのまま実現できませんで、その点はまことに遺憾に考えておりますが、どうも西ドイツ等におきましても、一九六一年にこの法律ができた際においては、いささか不満足なものがあつたと伺っております。その後幾たびかの改正を見まして今日のようなものになつたわけでございます。私は、やはり勤労者の自主的な貯蓄を通じて家を建てようとするという政策は、この法律が通りますと画期的なものとしてこれは大きく成長し発展をする。どうもいろいろなマイナスマ面やもの足らぬ面を強調されたかの御意見を承つたのでありますが、ものは考えようでございます。いまにわかにはこれほどこうこうというわけにまいりませんが、先を楽しみにしてこれを大きく育てるといふ考え方でこの法案に処していただかないことは重々承知しております。しかしこれは、この法案が成立して施行されますと、やがてこれが勤労者の方々にも御協力をいただき、みずから進んで御参画をいただけるという体制ができてきますと、またそこに大きな力が出てまいりますから、この財産形成の政策は、やがて大きな政策目標が達成されるのではないかといふふうに考えまして、いまは多少御不満もございましょうけれども、この辺のところではひとつ御賛成をいただきたいものだと考えております。

○山本(政)委員 若い人たちが熱心に家を持ちたいために貯蓄をしておると言ふのだけれども、俸給の中から貯蓄をしておるといふことは家を持つだけではないのです。これはもうちゃんとしておるのです。あなたはさつきからの議論をお聞きになつていないのですよ。不時の出費の準備として日本の貯蓄傾向というものは非常に高いんだ、なおかつ家がほしいということなんです。それからもう一つは、西ドイツは一九六一年で出発をして一九七〇年にいいものになつたと言ふけれども、いいものになつていないのです。一九七〇年に

なつたことは、勤労者の財産形成よりか企業のほうへ富が偏在したということがちやんとここに出ているのですよ。そういうことを考えると、いまあなたがおっしゃつておる財産形成というものは決して手放して礼賛できないのです。もしこれをやるなら、先ほどの話じゃないですけれども、社会資本の投下というものを思ひ切つてやらなければ、財産形成はとうていできっこないということですよ。それから、予算的に見てもずいぶんずさんだという感じがいたします。そういうことを申し上げまして、私は終わります。

○倉成委員長 次に、田邊誠君。
○田邊委員 各委員からそれぞれの立場で質問がございましたので、かなり審議が深まっております。思いますから、要約いたしましたして概括的な質問をいたしたいと思います。

今回の勤労者財産形成促進法案は、その手本とするところは西ドイツの財産形成政策であるといわれておりますが、その西ドイツの財産形成政策の内容については、すなわち一九五七年に第三次アデナウアー政権のもとでこの政策が発表されて以来、貯蓄増進法を別々にいたしますならば、三次にわたる改定がなされて今日に至つておるわけですから、簡単にけつこうですから、お答え願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

○岡部(實)政府委員 西ドイツにおきましては、先生御案内のように、貯蓄増進法によりまして一般貯蓄の割増し制度、それから住宅建設増進法によりまして住宅建設のための割増し金、それをベースにいたしまして、勤労者に対しては勤労者財産形成促進法によりまして、前二者の割増し金にさらに加えて割増し金をつける。その場合に、年額六百二十四マルクまでの貯蓄に對しまして割増し金をつける。たとえば貯蓄増進法につきましては二〇%ないし三〇%でありますのを、勤労者に對しましてはさらにその上積みとしてそれに三〇%ないし四〇%をつけ加え

ていく。住宅建設増進法につきましては二五―三五%につきましてさらに三〇%ないし四〇%というような割増し金をつける。こういういわゆる割増金制度がこの財産形成促進の基本的な制度と考えております。

○田邊委員 あまり時間をとりたくございませんから、多くのやりとりは省きたいと思ひますけれども、いま局長からお話のありましたとおり、貯蓄増進法を基本といたしまして、一つには長期の据え置き貯蓄に對して減税と、奨励金を交付する。それから二つ目には、国有や公有の企業の株式に對して、特に低所得者層に對して優先的な価格により分配する。それと関連して三つ目には、従業員を持ち株に對する減税、四つ目は財産形成給付に對するところの減税や社会保険の免除等いろいろの折衷案はありましたけれども、以上のような柱において西ドイツはこの財産形成政策を実施してきておる、こういうふうになつておるわけだと思ひます。

そこで、実は私は概括的な質問をする前に少し沿革的なことについて質問をいたしたいのです。日本におけるこの財産形成政策については、昭和三十三年、当時の石田労働大臣の際に勤労者財産づくり懇談会をつくりまして、これに對していろいろと意見を徴し、十一月に答申があつた。三十九年の十一月ごろ、勤労者財産づくり懇談会によるところのこの答申の柱は、西ドイツと比較いたしましたして一体どういふものかと思ひますか。

○藤澤政府委員 当時財産づくり懇談会が発足いたしましたところは、財産形成といひましても、わが国では何といつても当面持ち家であるということから、持ち家の取得をいかにすれば容易にしようかといふ点に重点が置かれておりました。たとえば住宅貯蓄減税でありますとか、そういう点の持ち家取得を容易ならしめる方途を検討すべきだといふ点を中心になつたように記憶いたしております。

○田邊委員 この答申は、いま部長から話のありましたとおり、持ち家住宅建設に對するところの助成が柱であつたことは事実ですが、しかしそれ以外にも社宅や土地の払い下げに對する助成、それから従業員を持ち株制度に對する奨励の問題についても手をつける。最も注目すべきは、住宅用地に對する先行取得に對していろいろと考へていかなくちやならない、こういうことがいわれておつたと思ひます。それはそのとおりですか。

○藤澤政府委員 いま御指摘のようないろいろな点が問題にされておつたと思ひます。

○田邊委員 そこで、しばらくこの問題とはたえておりましたが、私がいま西ドイツの問題と三十九年の答申に對して幾らか触れましたのは、その後いろいろの変遷があらまされて、今回のようなわが最も形骸化した法律になつてあらわれてきたわけですが、そこで昨年の六月に、その次に考へられるものとして、特に労働協約等の問題について後退した案が出されました。さらには八月に、やや具体的な問題について一つの案が出されてきたと思ひます。このあなた方が考へられた昨年の八月現在における案の中で、今回提案されたものと最も変わつておる点は一体何でございますか。

○岡部(實)政府委員 まず減税措置についてでございますが、当時の構想は、減税は税額控除を原則として適用していく、今回はいわゆる少額利子に對する非課税という制度と、それからもう一つ住宅貯蓄のほうにつきましては、税額控除でございますが、一般の貯蓄につきましては利子等の非課税ということに変わりました。それからまた、当時一定金額以下の人に對しましては、割増し金という一種のプレミアム制度をつけようということもございましたが、その制度は今取り上げておられません。それからさらに税の問題については、新しく住宅を取得するものばかりでなくて、すでに住宅を取得してあるものについての、その費用をいわゆる割賦償還等で払つておるもの、それも減税の対象にしようということもございませ

たが、今回はそれを取り上げておりません。それから分譲住宅の建設のために、中退事業団を改組いたしました。特別の事業団をつくらうというご意見でしたが、今度はそういう特別の事業団でなくて、雇用促進事業団にその業務を取り扱わせるというご意見でした。それから、土地の先行取得のために一定の財政支出をしようというご意見を計画いたしました。これは政府内部において、労働省が土地問題でもやるべきではないか、それは建設省が一本になってやるべきだということで、今回はこれを取り上げておりません。おもな点は以上のような点でございます。

○田邊委員 その中で、あと大臣にお聞きをしますけれども、この中小企業退職金共済事業団を改組して勤労者の財産形成事業団をつくらうという考え方が、今回の雇用促進事業団に業務をやらせるといふことに変わったその真意というのは、一体何でございますか。

○岡部(實)政府委員 当初は私も、この法律によるいわゆる勤労者財産形成貯蓄を事業団自体が一つの基底的な機能を持つものとして、そこでファンドをためていこう、こういうふうな考えでおりまして、それを、いまの中退事業団も退職金のためのファンドの積み立てという仕事をやっておりますので、それを大幅に発展的にそこにやらせようというご意見でしたけれども、途中から、実はいわゆる財形貯蓄なるものを事業団が単独で、あるいは独立してやりますこと考えた場合に、非常な膨大な人と機械設備その他の事務量を要することになる。そこで、むしろこれは一般の金融機関に特定の条件のもとでやらせることがよかる、こういうことになりました。一般の金融機関がそのいわゆる財形貯蓄をやるということにいたしました場合に、いわゆる財形貯蓄という銘柄をはっきりさせることと、もう一つは、たまつた資金については、それを勤労者の住宅融資のほうに還元する、この二つの条件のもとに金融機関にやらせる。そこで雇用促進事業

団は、従来ともいわゆる雇用促進住宅の建設あるいは各企業に對する福祉施設といたしましての住宅融資等をやっておりますので、そういう事業団のほうに仕事をなじむてあらうということ、実は本来の目的の一つの事業団をつくらうということも十分考えられるわけですが、当初におきましてはそれほどの事業量もないということ、とりあえずは従来からの仕事にまじむ雇用促進事業団において、一つの部でもつくってそこでやること、一つの現実的な処理であらう、こういうことになった次第でございます。

○田邊委員 私は一々こまかくお聞きしませんけれども、大臣、いまお聞きしておわりのとおり、西ドイツの財産形成政策の中身についてももちろんしかりですが、当初三十九年に構想を打ち出して、財産づくり懇談会で意見が出されてきたもの、あるいはつい最近では昨年の八月当時出されてきた事業団の創設なり、あるいはまた預貯金や住宅取得のための費用についての一定部分について、およそ二万四千円という話があったというけれども、所得税の免税の問題なりあるいは割り増し金の交付の問題なり、実はこういうことが構想として打ち出されておりましたね。あるいはまた事業団についても、一番問題なのは、いま論議がずつとありました中で、土地問題、地価問題、したがって土地の先行取得についてもひとつやらそうじゃないか。そうしてまた、土地に對する先行投資をやったものに対して、賃貸しをする、分譲をする、こういうようなことを考えようじゃないか、こういういわば財産形成では、西ドイツが苦しみながら、実はいろいろな労働組合等の反対があったにもかかわらず今日までできておるの一番大きな柱というものは、いわば労働省が昨年までいろいろと考えておったと思うのです。これがいわば抜けておるといふことは、今度の法律の中で一番大きな柱が抜けておる、一番大きな骨が抜けておる、大骨小骨が全部抜けておると言っても過言でないような形で今度の法律案が提出されておる。私は、ここにいろいろの面における疑

問や批判が出てくるのではないかとおもうのです。ですから、小さく産んで大きく育てるというのではなくて、先細りするのではないかと、あるいは変形するのではないかと、曲がっていくのではないかと、こういう心配があることは、私は当然だと思っております。この批判に對して、あなた方は一体どう答えるのかということが、今回この問題を提起した側の大きな責任じゃないかと思っております。まさに骨抜き法案である、こういう批判を免れることはできない、こういうふうな思っておるわけですが、私がいま言ったような三十九年以來の、そうしてまた昨年八月の構想から大きく後退したこの事実について、大臣、一体あなたはどうお考えになりますか。

○野原国務大臣 御指摘のとおり、当初の構想から見るとやや後退の感がございます。けれども、これは大きな飛躍をする前には一応腰をかかめることも必要でございます。むしろ将来の飛躍のための屈伸であるというように考えまして、これに對しては出発点に際して必ずしも万全ではなかつたが、まずまずこの辺ならばどうやらやっておりますというご意見を考へまして、この点に落ちついたわけでございます。

○田邊委員 それは敵弾が来たから腰をかかめてよけたのではないのだ。あなたのは、大蔵省から言われたり財界から言われたものだから。そういうのは腰砕けというのです。大体そういうような形でもって出されたことに対して、われわれがなかなか賛成しがたいのは当然だろうと思っております。大臣、ひとつこの際、あなたはよく二枚腰でふんばっていただきます。本当にこれはその次のクッションになるようなそういう状態をつくってもらわなければならぬ責任があるわけですから、これに對して十分お考え合わせいただきたいと思っております。

その次に、今度六億円の出資をするそうですが、これはどういふところから出てくるわけですか。

○岡部(實)政府委員 六億円の中で、五億円は失業保険特別会計からでございます。あと一億円は一般会計から雇用促進事業団に出資をいたします。

○田邊委員 五億円を失業保険会計から出すということですが、これは一体どこに根拠を置いて出されるわけですか。失業保険法第二十七条の二に基づいてこれを出される、こういうような解釈が成り立つわけですか。

○住政府委員 御指摘のように失業保険法の規定に基づきまして、福祉施設として出資をいたしましたものでございます。

○田邊委員 これは、私は失保法の改正のときもこの福祉施設という問題についてはいろいろと議論したわけですが、今の場合、この失保特会から出すことについてかなり私は無理があるのじゃないかと思っております。これはあなたもそうお考えではないですか。

○住政府委員 失業保険特別会計からの出資につきましては、二十七条の二の規定によりまして、被保険者ないしは被保険者であった者の福祉について、いろいろな福祉施設の設置ができるようになっておりますが、この財産形成の対象となる労働者のはとんどの者が失業保険の被保険者ないしは被保険者であった者、こういうふうに考えておりますので、その福祉施設として出資が可能である、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田邊委員 これは私は今後将来にわたっているいろいろな面に適用されると思っておりますが、その中には国家公務員、地方公務員、公共企業体の職員も含まれておるわけですね。ですから、私はそれらを含めて直接的にしても間接的にしても、今度の持ち家政策を推進しよう、こういう考え方に立ちますと、私は失業保険の特別会計からこの種のものに對して出資することについては、これはかなり拡大解釈したというふうに思わなければならぬというふうに思っておりますが、どうですか。

○住政府委員 私ども、大部分が失業保険の被保険者もしくは被保険者であった者、こういうよう

政策に対して一体政府はどういうような手当てを講じようとするのか、これがやはり前提だろうと思うのです。したがって現在勤労者が貯蓄をやっているといいますが、実際には生活が非常に安定をしてない、あるいは子供の教育がなかなかでき得ない、老後の心配がある、病気になるやすい、いろいろな実態はそういう社会保障の不備からくる、いわば自己防衛的なものが非常に多いわけでありまして、こういって現在の社会保障が非常におくれていて、欧米に比べて三分の一にもならないようなそういう状態の中で、貯蓄をさらに奨励するような結果としてそういう措置をとらうとするのは、やはり国がやるべき社会保障というのをいけば個人の責任でカバーしよう、こういふうちにわれわれは考えざるを得ないので、この二点に対して一体どういふお考え方を持ってあなたはおいでですか、お伺いしておきたい。

○野原国務大臣 勤労者の財産形成を推進するためには、その源泉となる賃金の上昇が必要であることは言うまでもないこととあります。ところで、賃金は本来労使の自主的な話し合いによって決定されるべき性格であると考えますが、わが国の賃金水準は、経済の高度成長に伴ってこのところ著しい改善を見せております。今後とも経済の安定成長をはかり、生産性の向上につとめることによつて、なお引き続き賃金水準の大幅上昇をはかり、わが国の勤労者の生活水準をヨーロッパ並み、さらにはアメリカの水準に近づいていくことが望ましいと考える次第であります。この制度は、賃金水準の上昇により貯蓄余力もかなりできたと考えられる段階に達したので、上昇する賃金がすべてそのまま消費に振り向けられるというのではなく、できるだけ立ちおくれている資産面の充実をはかられるよう、勤労者が資産を保有しようとする自主的な努力を奨励助長し、豊かな安定した勤労者生活の実現に資したいと考えておるわけでございます。

なお第二点でございますが、勤労者の住宅問題

の解決のためには、公営住宅や公団賃貸住宅などの公的賃貸住宅の大量建設が必要なのは言うまでもないところであります。第二次住宅建設五カ年計画案におきまして、公的援助による住宅建設は三百八十万戸でございます。賃貸住宅を中心に飛躍的拡大を期しているのは当然と考えております。

しかしながら、住宅は勤労者にとって基本的な資産であり、持ち家のない勤労者の九五％が持ち家を希望するという現実にかんがみまして、持ち家を取得しようとする勤労者の自主的な努力に對しまして国が援助を与えることはぜひとも必要なことであると考えております。

また、わが国の社会保障は歴史も浅く、今後年金制度も充実をはかるべきものと考えておりますが、われわれの生活のすべてを社会保障に依存することは不可能でありまして、人はそれぞれの努力によつてみずからの生活の改善向上をはかるべきことは、けだし当然のことと考えます。勤労者がみずから進んで賃金の一部を貯蓄に蓄積しようという努力に對しまして国が援助することは、社会保障の充実するものではなく、両々相まって豊かな勤労者生活の実現をはからうとするものでございます。

○田邊委員 私は政府のPRを聞きたくて質問しているのではないのです。私の質問に對してだけ正しく答えてくれればいいわけですからね、したがって質問をひとつ省きました。

まあ物価の問題は言わずもがなですから、これも質問するのがあるいは愚かもしれませんが、消費者物価はこの六年間に三九・八％、年平均六・六％、昨年一年間で七・七％上がったんですね。したがって貯蓄をしても、利子を含めてこれが価値は下がって、こういふかっこうですね。定期預貯金の利子平均は五・七五％、貯金の利子の平均は税抜きにいたしまして四・六％でありますから、いずれにいたしまして、貯蓄をしてもその貨幣価値は下がっているというわけですね。こういう実情であります。したがってこれは蟻

螂のおのであると私は思うわけですが、やはり先立つものは、生活の安定のために何といつても抜本的な物価政策というものが先行しなければ、小手先の貯蓄奨励等をやつても、生活の安定には役立たない。こういうことはおわかりのとおりだと思つたのです。あなたも今度政府を代表して、これに對して一体どういふお考えですか、この際承つておきたいのです。

○野原国務大臣 勤労者財産形成の政策は、物価の安定という問題がきわめて重大でございます。したがって、これはわが国の経済の今後の発展の上で欠くことのできない最重要な問題であると考へます。したがってわれわれは物価の上昇をできるだけ安定せしむる、非常な物価高あるいはインフレの現象をできるだけ避けなければならぬ、こういう点から、今日、物価の安定にはこのほか重点を置いておるところでございます。その点で、物価の上昇は、まあせいぜい金利の幅程度以内ならばよろしいが、それを上回るようなことがあるとたいへん困るわけでございますから、そういうような政策を強力に進めたいと考えております。

〔岡部委員長代理退席、委員長着席〕

○田邊委員 もうあまり大臣にお聞きしないでおきます。さつきあなたのはうで住宅問題をお答えになったから質問しなかつたのですが、地価の問題もお答えになりましたか。——これもちょっと言つてください。

○野原国務大臣 地価の問題も、もとよりきわめて重大な問題でございます。地価が異常な高騰を示しておるといふ事実に対しては、総力をあけて地価の安定をはかるべきだ。これは主として建設大臣の任事だと思つて、特に財産形成の施策には、建設、大蔵両大臣にも御参加を願ひまして、さまざまな対策を講ずる方針でございます。

○田邊委員 それでは、前提の問題は各委員の質問を総合することにして、具体的なことについてだけお伺いしていきます。

今度つくられまする勤労者財産形成審議会の委員は二十人以上ということになっておりますが、これは具体的にどういふ構成をとるのですか。

○岡部(實)政府委員 まだ最終的に二十名の内訳をきめておるわけはございませんが、これは当然労使の關係者並びにこの財産形成政策の推進のために必要だと思はれる各界の有識者をもつて構成をしてまいらる、こういうつもりになっております。

○田邊委員 勤労者財産形成政策の基本方針というものを定めるわけですが、いまお話がありましたとおり、物価政策なりあるいは土地政策なりということがはかられておらない中でありまして、国民は失望しておるわけでありまして、この基本方針はどうか、どういふふうに定めるお考えでございますか。

○岡部(實)政府委員 基本方針は第四条にございまして、「勤労者の財産形成の動向に關する事項」と、「勤労者の財産形成を促進するために講じようとする施策の基本となるべき事項」、この二つの事項について基本方針を作成することになります。その具体的な中身といたしましては、勤労者財産形成審議会の意見を聞いてきめることになりまして、いまの事項に關連いたしまして、たとえば現在の貯蓄がどういふことになっていて、たとえは現在の貯蓄がどういふことになっていて、また奨励すべき貯蓄の範囲はどうかあるべきか、奨励の手段はどうかということ、あるいは持ち家の促進につきまして現状の勤労者の住宅建設計画がどういふことになっているか、今後この制度がそれとからみ合ひながらどういふふうな補充計画をとるべきかというふうな点、その他企業からの援助措置をいろいろ規定しておりますが、具体的にどういふことを援助措置として考へていくべきか。その他の事項、この中には土地取得の問題等も当然含まれると思つて、そういう基本となるべき事項について財産形成審議会の意見を聞きながら、当然関係大臣の間でも話をしながらきめていく、こういうことにならうと思ひ

ます。

○田邊委員 今度の制度は、当然と政府は言っておりまされるけれども、事業主のいわば介入というのが必須的な要件になっておるのです。ですからこれは、裏を返せば、企業の労務管理政策というものを補充するような形にとられるおそれがあると思ふわけですね。そういうことに対しては厳然たる施策をおとりになる気持ちはいかがですか。

○岡部(實)政府委員 実はこの制度は、いわゆる勤労者、換言いたしますれば雇用労働者に対して特別の制度としておりますので、その対象となる勤労者の財産形成をばつきりさせますために、いわば事業主が資金から控除して、勤労者にかわって貯蓄の預け入れをする、こういう制度にいたしましたので、一見事業主を通じてすべてが行なわれるというために、それが事業主のサイドに立っているという運ばれるのではないかと御懸念でございますけれども、先ほどもちよつと触れましたが、その預け入れをするような場合には、基準法二十四条の規定をそのまま適用になりまして、さらに預貯金等の通帳の管理については、やはり基準法十八条の規定をそのまま適用するというので、このために特別に企業サイドに片寄つてこの制度が運用されるというところは考えておらない。そこで具体的には、この制度を取り運びます場合には、労使の間にいろいろな話し合いがあつて、勤労者の好む方向に従ひまして事業主もこの制度の運用のために協力をしていくということになると思ひます。またそういう方向で指導をしてまいりたいと思ひます。

○田邊委員 それでは、法案に関連をいたしました。私は各委員の質問を受けて、以下十問、確認を求めていきたいと思ひますので、簡単に申し上げますから、ひとつ明確にお答えをいたして締めくくりたいと思ひます。

第一は、この財産形成貯蓄というものは、勤労者が任意に金融機関に契約を締結することになつておりますけれども、これは事業主を通じての天引

きである。したがって、一面を見れば強制的な貯蓄となる危険性をはらんでおると思ふのです。強制的な貯蓄というものは当然基準法に禁止してはならないところから、これは事業主が労働協約を締結する、そういう立場で労働組合と十分話し合いをする、そういう労働協約締結権をもつとした制度にしなければならぬ、こういうふうにならぬものは考へておられますけれども、この点は一体どうですか。

○野原国務大臣 財産形成貯蓄は、勤労者が全く自由な意思で金融機関等と契約を締結して行なうものであります。事業主は、勤労者が金融機関等と締結した契約の履行のためのサービスとして、勤労者の委託を受けて資金から控除して、かわつて払い込むにすぎないものであります。したがって、この制度を利用するかどうかは全く勤労者の任意にゆだねられておる、強制貯蓄には当たらないと思ひます。

言うまでもないことですが、事業主が労働契約に付随して貯蓄の契約をさせることは、労働基準法第十八条第一項の規定により禁止されております。また労働者が自由な意思で行なつた場合でも、事業主がその委託を受けて預金の受け入れ、すなわち社内預金を行ない、または労働者の通帳を保管するなどの場合は、労働基準法第十八条第二項の規定によつて、労使協定を締結し、労働基準監督署長に届け出なければならぬことになつております。この財産形成貯蓄制度におきましては、社内預金は対象としておりません。また預金通帳は事業主が保管することのないように指導してまいり考へてございます。

○田邊委員 第二問に予定しましたのは、第一問で一応趣旨はわかりますから省きまして、第三問。この制度は、勤労者の貯蓄を出発点としてやつておるわけですが、したがって、この貯蓄を原資とするところの利子の運用については当然勤労者の意向を十分反映できるような措置が必要である、こういうふうな思つておるわけですか。

も、そういう考へ方に沿つた具体的措置をおとりになる用意がございませぬ。

○野原国務大臣 この法案の第十四条では、労働者に勤労者財産形成審議会を置き、勤労者の財産形成に関する重要事項を調査審議することとしております。その構成は勤労者を代表する者、事業主を代表する者及び学識経験者の三者で組織することになつております。勤労者の財産形成に関する重要事項のうちには、この法案に規定する具体的制度、すなわち勤労者財産形成貯蓄及び雇用促進事業団による持ち家融資の管理、運用を含めて、制度の実施と改正に関する基本的な事項は当然含まれておるものであります。勤労者の意向はこの審議会の審議を通じて反映されることになつておるものであります。

○田邊委員 第二問をお聞きをしておきましようかね、第二問を簡単に聞きをしますから。天引きというのは基準法上一応禁止をされておるわけですが、したがって、これは問題じゃないかと思つておられますけれども、どういふ措置をおとりになるか。局長でいいですか……。

○岡部(實)政府委員 資金から控除しますのは、具体的には勤労者が各金融機関と財形貯蓄契約を結びました場合に、それに基づいて使用者側が資金を支払う場合に控除して、勤労者にかわつて金融機関に預け入れをする、その場合に基準法二十四条の手続が必要でございますので、労使協定等によつてその控除をし得る協定を結び、その協定によりまして控除をしていくということになると思ひます。

○田邊委員 総理府の人事局長にお聞きをします。公務員に対する今度の規定の適用についていろいろ問題はあつたわけなんです、将来に向かつていろいろな解決策を要するといふ観点で質問するわけですが、一つは、共済組合等が労働金庫から貸し付けを受けるというためには、この共済組合が労働金の会員になるという必要があるわけですね。この労働金の会員となり得るよ

うに措置をしてもらいたいという要望が非常に強いわけですが、そのためには共済組合の施行規則の中の勘定科目に出資金の項を、労働金庫なりあるいはその他なりというものを設ける必要が当然私には出てくると思ふのです。いろんな性格論やその他ございましてうけれども、私は、やはりこういう措置がとられてしかるべきではないかと思ふのです。あなたはいかが考へておられますか。

○宮崎(清)政府委員 この法律におきまして、公務員に關しましては若干の特例を設けておりますことはもう御承知のとおりだと思ひます。公務員の持ち家として分譲住宅の建設及び分譲につきましましては、本法の十五條の規定によりまして、雇用促進事業団を経ることなく、直接に共済組合等が勤労者財産形成貯蓄契約を締結いたしました金融機関等から資金を調達いたしました。これで持ち家をつくる、こういうことでございます。この場合に、ただいま御質問がございました共済組合等が労働金庫から分譲住宅の資金を借り入れることができない、一定の制約があるというところは御指摘のとおりでございます。この点につきましては、今後この法律によりまして財産形成貯蓄契約の具体的な運営状況等を勘案いたしましたして検討をしてまいりたい、このように考へております。

○田邊委員 私は、総理府はそういう立場でもつて対処されることは一応常識的にはわかるわけですが、けれども、しかし今後に向けてさらに発展的な考へ方を持ってもらいたいと思ふのです。これは労働者が主体で出された法律なんです、労働金の御答弁ではいささか私どもは当を得ていないと思ひます。実は思つておるわけですが、労働大臣はこれに対して一つのお考へをお持ちだらうと思ふのです。あなたは政府部内を取りまともをされるところのどういふお考へをお持ちか、あなたの決意をお聞かせいただきたいと思ふ。

○野原国務大臣 いろいろむずかしい問題もあるようではありますが、実現に向かつて最善の努力をいたしたいと思ひます。

○田邊委員 もう一つ人事局長にお聞きしたいのは、公務員を持ち家として分譲する住宅の建設なり分譲については共済組合などが自分みずから行なうということになっておりますが、私はこれにはいろいろ意見があると思うのです。大いにやれという意見もありましようし、そこまで手を出すのはどうか、あるいは事務的になかなか整わぬじやないか、利子の問題もある、いろいろ問題がありまして、意見が多様だろと思うのです。したがって、もちはもち屋といましようか、そういったところをまかせたらどうかという意見もかなりあるわけです。したがって、共済組合もやれるが、勤労者住宅協会も公務員についてやれるという形をとったほうがやはりいいじやないかと思う。そうといった意味合いで、勤住協といわれるものに對して共済組合が委託をすることが可能のような道を開いておく必要はあるのじやないかと思ふのですけれども、いかがですか。

○宮崎(清)政府委員 たいまの御質問は、公務員の方譲住宅の建設、分譲につきまして共済組合がそれをどのように具体的にに行なっていくかという御質問であろうかと存するわけでございますが、この点につきましては今後共済組合連合会等とも十分協議いたしたと考へております。

なお、具体的な分譲住宅の建設あるいは分譲のやり方につきましては、必要とあればこれを法的機関に委託するとうようなことも含めまして検討いたしたい、このように考へております。

○田邊委員 大臣はさらに積極的な御意向をお持ちでありますならば、ひとつ表明していただきたいと思います。

○野原国務大臣 関係方面と十分協議しまして、実現に努力したいと考へております。

○田邊委員 さらに公務員については、この財産形成貯蓄を行なう場合に資金控除というものが民間と違ふわけです。二十四条協定と違ふわけでありますが、やはりこの趣旨からいいますと、強制的な貯蓄ならぬために職員団体等と十分話し

合いをして、その運営の適正化をはかることが必要ではないかというふうなわれわれは考へておるわけですが、いかがですか。

○宮崎(清)政府委員 たいま御指摘の公務員の財産形成貯蓄に關します預け入れ金額の控除措置でございますが、この法律の趣旨にのっとりまして、当該職員の間にも十分に参酌いたすことと、他方、国または公共団体の場合には給与の支給事務上の問題もいろいろございまして、これを勘案いたしまして、適正に運営いたすように努力いたしたいと思ひます。

○田邊委員 それでは次にまいりましよう。

この公務員問題についてもう一つの問題は、民間に於いては雇用促進事業団が低利の融資を行なうことができまして、事業団には政府からの出資によつて利子補給の措置が講じられておりますけれども、公務員についてはこれと均衡をはかる意味において一体どういふ措置をおとりになるお考へですか。

○宮崎(清)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、公務員につきましてはこの法律によりまして分譲住宅の建設及び分譲は共済組合及び連合会に行なわせることになつております。ところで、公務員につきましては、もうすでに御承知と存じますが、民間の勤労者といろいろな仕組みが違つておりますので、四十六年度につきましては特別な措置は講じておりません。しかしながら、もちろん民間の場合に比しまして、民間の勤労者より不利益な取り扱いをいたすことはできないわけでございますが、この点は今後民間とのバランスを考慮いたしまして十分に配慮いたしてまいりたい、このように考へております。

○田邊委員 大臣、いま公務員についてはいろいろ問題があるわけですが、これらはやはり民間との均衡の問題やあるいはまた今後の事業運営の適正化をはかることや、あるいはまた民間労働者に比べて公務員が強制的な貯蓄にわたらないように、あるいは持ち家政策が十分に行なわれ

るように、そういうためにひとつ、これらに對して

一体どういふふうな対処のしかたをするか、総括的にあなたのはうからお聞きしておきます。

○野原国務大臣 御指摘のとおりいろいろ問題があると思ひますが、御指摘のような点につきましては政府部内におきまして誠意をもつて検討し実現に努力する考へてございまして。

○田邊委員 そこで、今度の貯蓄の場合は百万円まで、いわば利子について税をかけない、こういう形になっておきまされるけれども、これはそのままで当然進むべきものじやないのですか。これはまた、私は、大臣の御承知のとおり、最初の出發すからだんだん充実させていくという形にならうと思ひますので、当然この百万円の限度については引き上げる、こういう方向が近い将来実現するものと解釈をしておるわけですが、それはどうですか。

○岡部(實)政府委員 御指摘の今回予定しておりますのは、少額利子の非課税の限度を百万円としたしております。しかし今後の貯蓄の状況その他によりまして、当然この限度の引き上げについても実績を見ながら改善のために努力をすべきものと考へております。

○田邊委員 第十問は、この貯蓄金に對しては、当面は三分の一の協力を金融機関に求めておるわけですが、これも貯蓄の状況がさらに改善をされ、進展をいたしていきますれば、この三分の一という度合いも当然引き上げられる、これは政府の考へ方もそのとおりだろと思つておるわけですが、念のため、この協力については将来この度合いを引き上げる、こういうことに確認をしてよろしうございませうか。

○岡部(實)政府委員 金融機関から集まった金を事業団のほうに還流させる、これはいま三分の一というお話でございまして、これはいまのところはまだ明確に三分の一ということにしては、ス

タートでございまして、いろいろ見込みの立たないものがあるけれども、最低限三分の一は少なくとも当初から還流をしたい。そこで、なお今

後の運用といたしましては、勤労者の貯蓄した金でございまして、それが勤労者のために有効に使えるように三分の一といわず、今後の状況によりましては、いろいろな計算のしかたもあろうかと思ひますが、できるだけよい勤労者の持ち家住宅の原資として使えるように考へてまいりたいと思つております。

○田邊委員 さて、私は、当委員会においてもこの勤労者財産形成促進法案の審議の過程で質問のございました雇用促進事業団に關連する問題について、この際四點について確認を求めておきたいと思ひます。

第一は、先般の本委員会の審議において、土地の取得等をめぐる雇用促進事業団の事業の執行について、国民の疑惑を招くような不当な取り扱いがあることが明らかになりましたけれども、労働大臣は事業団の今後の運営についてどのように改善をしていくお考へでありますか、あなたの明確なお考へをお伺いいたしたいと思ひます。

○野原国務大臣 雇用促進事業団の今後の運営につきましては、姿勢を正し、再び世間の疑惑を招くことのないよう具体的な改善措置を講ずる考へてございまして。

○田邊委員 それでは、この雇用促進住宅の管理については、たとえば中高年齢者福祉協会のようないわば寄生的な団体が存在することは、これはきわめて不明朗なことであると私も考へておるのでありますけれども、この改善について労働大臣の所見を承りたい。

○野原国務大臣 財団法人中高年齢者福祉協会を含めまして、事業団の組織全体について抜本的再検討を加え、整理統合を含め、所要の刷新措置を行なう考へてございまして。

○田邊委員 第三問は、昭和四十年当時のことでもありますが、このような雇用促進事業団の運営について国民の疑惑を招いた責任はきわめて重大だろと思つております。したがって、労働大臣はこれらの事業に關して一体どういふような責任をお考へであるか、あなたの所見を承りたい。

○野原國務大臣 国会で指摘のあった事件については徹底的に糾明を行なうとともに、その責任を明らかにするよう適切な措置を講ずる考えでございます。

○田邊委員 最後に、こういうような問題を指摘をされました雇用促進事業団において、今度の法律によりますところの財産形成業務を実施をさせるわけでありますから、これは十分な責任体制を確立させることがぜひとも必要であると思っております。国民はそういう意味合いで、やはり事業団の責任体制について私は明確な形というものを求めておると思いますが、ひとつ労働大臣の決意と所見を承っておきたいと思っております。

○野原國務大臣 雇用促進事業団の財産形成業務を担当する部門につきましては、他の部門から独立した組織として、その責任体制を明らかにする考えでございます。

○田邊委員 終わります。

○倉成委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○倉成委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。まず、山下徳夫君。

○山下(徳)委員 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま議題となっております労働者財産形成促進法案につきまして賛成の意を表するものであります。

近年における目ざましい経済成長に伴って、わが国の賃金水準は年々大幅に上昇し、労働者の生活も衣食の面ではかなりの改善を見ているのであります。貯蓄や住宅等の資産面で立ちおくれば争えないところであります。

国民の大部分を占める労働者に豊かな安定した生活を保障するためには、賃金の上昇もさることながら、労働者がみずからの努力によって預貯金、有価証券、住宅等の財産を保有し、もって生活の長期的安定をはかるといふ積極的な機運を助長することが必要であり、このことがひいては経

済社会の健全な発展につながるものと信ずるのであります。

この法案は、労働者がみずから進んで生活の安定と向上をはかるようとする努力に対して、国も企業も力を合わせて援助を行なおうとするものであり、特に国が労働者に対して直接援助する道を開く意義は、まことに大きなものがあると存するのであります。

労働者がその労働の成果である賃金のうちから営々として行なう貯蓄を援助するとともに、そのような援助を受けて行なわれる貯蓄の一部を労働者の持ち家の建設資金に振り向け、政府がこれを援助する制度を創設することは、まことに画期的なことであり、労働者に光を当てた新しい福祉対策として、労働者の将来に希望を与えるものと信じます。

この法案の内容につきましては、なお改善を必要とする点が残されていることはいなめないところであり、今後土地政策その他の施策の充実と相まって、改正をはかることが強く望まれるところであります。

時あたかも一九七〇年代を迎え、本格的な労働者財産形成政策の実現を目ざして、ここにその第一歩を踏み出すことはまことに時宜を得たものであり、ここに賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○倉成委員長 次に、山本政弘君。

○山本(政)委員 私は、日本社会党を代表いたします。労働者財産形成促進法案に対して反対いたします。

わが国の国民の貯蓄率は、欧米諸国に比べると著しく高く、低所得層においてさえ、収入の一七％から二〇％もの貯蓄をしております。このように貯蓄率が高いのは、国民の家計に余裕があるからでは決してありません。貯蓄の目的の大半を占めるのは、不時の支出、すなわち病氣・災害、子弟の教育、住宅の取得などとなっていることが明らかに示しているのとおり、日常の支出を切り詰めて、不時の支出に備えているわけでありませぬ。

これは社会保障の不備、教育・住宅政策が貧困であるがゆえに、国民個人が、政府にたよらず、自力でこれらの問題の解決をいく以外に方法がないといわれ、政治不在の現実を示しているといわなければなりません。

加えて、貯蓄はインフレ経済のもとで年々減価をしております。国民は損を承知で貯蓄をしいらしてはいるわけでありませぬ。このような政治・経済環境の根本的な是正がなくては、労働者の貯蓄が財産として残っていくことはあり得ないといわなければなりません。

西ドイツにおいても、このような基本的政策が放置されていたために、財産形成政策二十年の歴史を持ちながら、今日では、富める者にはより多くの資産が集まり、労働者は依然として資産を持ち得ないという、奇形の結果をもたらしているものであります。

持ち家の取得にいたしましても、住宅価格の上昇率は、賃金上昇率、預金利率率、退職金上昇率をはるかに上回っている現状では、わずかな収入の中から節約をして貯蓄をしているという労働世帯にとっては、夢物語であるにすぎませぬ。

政府は、本法案の提案にあたって、インフレ経済を是正し、地価を抑制し、労働者所得の向上をはかるといふ基本的政策の実行について、責任ある姿勢を示していないことを考えるときに、本法案は、労働者の財産形成について、何ら実効ある結果を保障し得るものではないといわなければなりません。

かえって、貯蓄奨励によって銀行資本の利益に資する傾きがあり、また、貯蓄及び住宅の取得が事業主を通じてのみ行なわれるという方式は、正常な労使関係を乱すおそれを残していると思えます。

以上のような観点から、私は本法案に対して強く反対の意思を表明いたします。(拍手)

○倉成委員長 次に、大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私は、公明党を代表して、本案に対し賛成の意を表するものであります。

近年わが国の賃金水準は次第に上昇し、労働者の所得もわずかに向上しつつあるところであります。住宅その他の資産については、欧米諸国に比してきわめて低い水準にとどまっていることは否定できません。このため、労働者が自主的な努力によって、住宅、預貯金あるいは有価証券等の財産を持ち、生活の長期的な安定向上を奨励助長するための制度として、今回政府は本案を提出したわけでありませぬ。本法案の内容をめぐりに検討し、また本委員会における各委員の質疑を通じても明らかとなった、本制度は、当初西ドイツにおける制度にならぬ労働者がまとめた構想から、大蔵省等との折衝の結果、大きくその内容の後退を余儀なくされ、財産形成貯蓄においては、わずかに利子等の非課税措置にとどまり、持ち家建設の推進においてもきわめて不十分な内容であつて、当面労働者に及ぼす恩恵は微々たるものであります。

しかしながら、本制度は一応画期的な制度の創設であり、間もなく提案を予定されております附帯決議の内容を政府が十分に尊重し、今後着実な制度の発展をはかるよう強く期待し、本案に対する賛成の討論といたします。(拍手)

○倉成委員長 次に、田畑金光君。

○田畑委員 私は、民社党を代表して、ただいま議題となっております労働者財産形成促進法案について賛成の意を表します。

この法律は、質疑応答を通じ、いろいろ不備、不完全であることは明らかになりましたが、しかし、制度発足の初歩の段階であるだけに、今後はこれらの是正に最善の努力を払うことを強く要請いたします。

ただ、この法律の審議にあたって感ずること、この十数年、日本経済は高度の成長を遂げてまいったわけでありませぬが、この間生産第一主義に走った結果が、公害問題の発生となり、またこの経済発展をささえたにない手である労働者あるいは国民の所得の分配について、政府が何らなすことなかつたことは、まことに遺憾な点であると

考えております。

しかも、今日、賃金、物価の悪循環を口実にして所得政策云々を取り上げておられますが、われわれはこういう考え方には遺憾であり、またその時期でないことを強く警告したいと思っております。

特に、この法律が将来その目的を達成するためには、特に持ち家政策等に関連して、土地の問題あるいは物価の安定——土地政策、物価政策がその基本であることを強く申し上げたいと思っております。

ことにこの法律は、西ドイツの財産形成促進法にその範をとっておりますが、西ドイツにおける今日までの制度を振り返ってみますならば、貯蓄増進法、住宅建設増進法あるいは自己資金による増資及び自己株式の勤労者に対する譲渡に関する税法上の特別措置に関する法律あるいは国民株式の発行、そして先ほど来問題となっておりまゝ勤労者財産形成促進法、一九六一年に制定され、一九六五年に大改正になり、さらに、一九七〇年一月一日からさらに大改正改善のもとにこの制度が発足いたしておりますが、われわれは西ドイツの先例を学ばずには、もつとこれらの広範な制度について、政府が即刻、日本の社会経済情勢に即して取り入れるべきは取り入れて、この法律を土台にして、さらに勤労者財産形成のために大きな前進をはかれるよう強く希望申し上げます。(拍手)

○倉成委員長 次に、寺前議員。

○寺前委員 私は、日本共産党を代表して、たゞいま議題となっております勤労者財産形成促進法案に反対をいたします。

第一の理由は、勤労者財産形成貯蓄契約制度により、労働者によって積み立てられた預金は、実にその三分の二が金融機関によって運用される計画となっており、労働者はみずからの預金のわずか三分の一しか使えないこととされようとしているからであります。すなわち、この制度は労働者

の貯蓄により大銀行など金融機関がその利益の大部分を受けるもので、最近の物価高などから考えると、勤労者の利益になるところは、この法律ではどこにあるといえるのでしょうか。

第二の理由は、分譲住宅の建設に関する仕組みが民間と公務員の二本立てに分離される結果となつております。同時に、この制度のもとにおいて、労働者の自主的な金融福祉機関としての労働金庫は、公務員労働者に利用できないものとなり

ます。さらに、政府がこの制度の優遇措置として四十六年度予算に計上した失業保険会計からの出資金は、民間労働者に対してだけ実施されるものであり、公企業、公務員労働者に対する優遇措置の準備が何ら明らかになされていません。失業保険会計をこのように使うこと自身問題ですが、こうしたことは民間労働者と公務員労働者の差別的な措置でありまゝ。また、公務員関係の措置が明らかでないことは、四十七年一月から発足される制度として、この法案が適正であるかどうかについて重大な問題点を持つものであります。

第三に、事業主による賃金からの天引き控除を公然と導入しようとすることは、労働者の労働条件の最低基準をきめていく労働基準法による賃金の全額支払いの原則に反するばかりか、労働者の自由意思を踏みにじり、資本家による労働者支配の強化に使われる結果となる可能性を多く持つからであります。

以上、私は勤労者財産形成の名のもとに、金融機関に委任する結果となるこの法案に強く反対する意思を表明するものであります。

なお、附帯決議案は、この法律の基本的構想を変へるものでない点を考えるならば、若干の改善方向を示したからといって、支持するわけにいかず、棄権をしたいと思います。

終ります。

○倉成委員長 これにて討論は終局いたしました。勤労者財産形成促進法案について採決いたします。

す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○倉成委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○倉成委員長 この際、本案について伊東正義君、田邊誠君、大橋敏雄君及び田畑金光君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。伊東正義君

○伊東委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

勤労者財産形成促進法案に対する附帯決議政府は、勤労者財産形成促進制度の創設にあたり、特に次の事項について配慮し、今後引き続き本制度の整備充実を努力すべきである。

一 勤労者財産形成制度全般については、さらに積極的な改善を努めること。

一 勤労者の持家建設の推進にあたり、適切な宅地の供給及び合理的な地価の形成等の土地対策及び物価対策が基礎的条件をなすことにかんがみ、これらの施策についても早急に検討すること。

一 本制度の充実を図るため、出資の増額について今後とも積極的な努力すること。

一 雇用促進事業団の財産形成業務を担当する部門は、他の部門から独立した組織として、その責任体制を明らかにすること。

一 事業主による賃金からの控除及び預入等の代行に伴い、取扱金融機関の選択については、勤労者の意に反することのないよう配慮すること。

一 勤労者財産形成審議会の構成、勤労者財産形成貯蓄及びこれを原資とする融資の運用にあたっては勤労者の意向を十分に反映させること。

一 合同運用信託及び有価証券の範囲は、資産としての安全性を十分考慮して定めること。

一 雇用促進事業団が行なう勤労者分譲住宅の建設資金の貸付けについては、その貸付け条件を十分長期、低利なものとする。

一 本制度が中小企業における勤労者の持家建設に役立つこと、その運用において特段の配慮を加えること。

一 雇用促進事業団の資金の調達については、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、必要な協力が得られるよう行政指導を行なうこと。

一 公務員等に関する本制度の適用にあたっては、その具体的細目についてさらに検討し、適切有効な措置を早急に確立すること。

一 勤労者の自主的な努力による財産形成と併行して、実質賃金の向上、公営住宅の建設等社会資本の充実及び社会保障に関する諸施策についても、さらにその充実を図ること。

以上であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○倉成委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○倉成委員長 起立総員。よつて、本案については、伊東正義君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。労働大臣野原正勝君。

○野原国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしましてこれが実現に今後とも一そう努力いたしたいと存じます。

○倉成委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○倉成委員長 次に、田邊誠君外六名提出の最低賃金法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田邊誠君。

最低賃金法案

最低賃金法

(目的)

第一条 この法律は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十八条第二項の規定に基づき、労働者の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。

(最低賃金額の決定の基準)

第二条 最低賃金額は、必要生計費(労働者が人たるに値する生活を確保するために必要な諸品目及びその数量を基礎として算出された経費をいう。以下同じ)、一般賃金水準その他の事情を考慮して定められなければならない。

(全国一律最低賃金額の決定)

第三条 すべての労働者の最低賃金額は、中央最低賃金委員会が決定する。

2 前項の最低賃金額は、基本たる賃金(職務能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、中央最低賃金委員会規則で定めるものをいう。以下同じ)が月、週、日又は時間によつて定められてはいる労働者について、それぞれ、月、週、日又は時間によつて定めるものとする。

3 中央の最低賃金委員会は、労働基準法第四十条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定めのない同法第四十条第一項の事業に使用されている労働者の最低賃金額については、第一項に規定する最

低賃金額を下らない金額で、別に決定することができる。

(基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合)

第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は一時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められている労働者についてはこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数で除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められているものとみなす。

(出来高払制等の場合)

第五条 出来高払制その他の請負制で使用される労働者についてはこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められているものとみなす。

(除外される賃金等)

第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。

一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金

二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に對する賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に對する割増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められている労働者が、基本たる賃金以外の賃金(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受ける場合において、その他の賃金のうちに基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用についてその者の賃金額を算定するには、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に對する

賃金額に改定するものとする。

(全国一律最低賃金額の改正)

第七条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に少なくとも一回、第三条に規定する最低賃金額が適当であるかどうかについて審議を行ない、適当でないことを認めるときは、その金額の改正の決定をしなければならない。

2 中央最低賃金委員会は、第十六条の規定により調査した必要生計費が、第三条に規定する最低賃金額の基礎となつた必要生計費の百分の三以上増加し又は減少しているときは、これに依つて当該最低賃金額の改正の決定をしなければならない。

(労働大臣の再審議の請求)

第八条 中央最低賃金委員会は、第三条又は前条の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを労働大臣に通知しなければならない。

2 労働大臣は、前項の通知に係る最低賃金額が適当でないことを認めるときは、当該通知があつた日から起算して一箇月以内に、中央最低賃金委員会に對し、理由を附して再審議を求めることができる。

3 中央最低賃金委員会は、前項の規定により再審議を求められたときは、その最低賃金額について再び決定又は改正の決定をしなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定により中央最低賃金委員会が再び決定又は改正の決定をした最低賃金額については、適用しない。

(労働協約に基づく産業別最低賃金)

第九条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第三条の規定にかかわらず、一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の大部分が賃金(第六条第一項各号に掲げる賃金を除く。以下この条において同じ)の最低額に関する定めを含む一労働協約の適用を受ける

場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む)の大部分の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、第三条に規定する最低賃金額をこえる額で、その一定の地域内の同一産業の事業場で使用される労働者の全部についての最低賃金を決定することができる。

(異議の申出)

第十条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の申請があつたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 前条に規定する労働者又はこれを使用する使用者で同条の申請に係る労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から起算して一箇月以内に、中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会に、異議を申し出ることができる。

3 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第一項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過するまでは、前条の決定をすることができない。

4 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一箇年の範囲内の期間を限つて猶予し、又はその期間最低賃金額について別段の定めをすることができない。

(労働協約に基づく産業別最低賃金の改正等)

第十一条 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条に規定する最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条に規定する最低賃金が著しく不適当

となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができる。
(労働協約に基づく産業別最低賃金の効力の存続)

第十二条 第九条に規定する最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。
(公示及び発効)

第十三条 中央最低賃金委員会、第三条又は第七条の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をした場合において、第八条第二項の規定による労働大臣の再審議の申出がなかつたとき、又は同条第三項の規定による最低賃金額の決定又は改正の決定をしたときは、直ちにこれを公示しなければならない。

2 中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会は、第九条又は第十一条の規定による最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をしたときは、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、当該決定した事項を公示しなければならない。

3 第三条、第七条若しくは第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定又は第九条若しくは第十一条の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定は、第一項又は前項の規定による公示の日から起算して一箇月を経過した日(第九条又は第十一条の規定による最低賃金の決定又は改正の決定の場合において、公示の日から起算して一箇月を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、同条の規定による最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。
(最低賃金委員会)
第十四条 労働省に、この法律の規定によりその権限に属させられた事務を行なうため、使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という。)

労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という。及び公益を代表する委員(以下「公益委員」という。))をもつて組織する最低賃金委員会を置く。

2 最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会及び地方最低賃金委員会とする。

3 地方最低賃金委員会は各都道府県に置き、その名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 中央最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十五人並びに公益委員五人をもつて組織し、地方最低賃金委員会は、使用者委員及び労働者委員各十人並びに公益委員三人をもつて組織する。

5 使用者委員は、使用者の団体が政令の定めるところにより推薦した者について、労働者委員は、労働組合が政令の定めるところにより推薦した者について、公益委員は、使用者委員及び労働者委員の同意を得て、労働大臣が任命する。

6 最低賃金委員会の委員は、非常勤とする。

7 最低賃金委員会に会長を置く。

8 会長は、委員が公益委員のうちから選挙する。

9 会長は、最低賃金委員会の会務を総理する。

10 最低賃金委員会に理事を置く。

11 この法律に規定するものは、最低賃金委員会に必要事項は、政令で定める。
(会議)

第十五条 最低賃金委員会の会議は、会長が招集する。

2 最低賃金委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 第三条、第七条又は第八条第三項の規定による最低賃金額の決定及び改正の決定並びに第九条又は第十一条の規定による最低賃金の決定、改正の決定及び廃止の決定は、出席委員の全員の一致で決する。

4 前項に規定する決定をするに当たつては、まづ使用者委員と労働者委員とがその協議を尽くし、公益委員は両者の意見に十分な考慮を払いながら適正な決定に到達するように努めるものとする。
(必要生計費等の調査及び公表)

第十六条 中央最低賃金委員会は、中央最低賃金委員会規則の定めるところにより、六箇月に一回、必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表しなければならない。
(権限)

第十七条 第九条及び第十一条に規定する中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会の権限は、二以上の地方最低賃金委員会の管轄区域にわたる事案及び一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案で中央最低賃金委員会が全国的に關連があると認めて中央最低賃金委員会規則の定めるところにより指定するものについては、中央最低賃金委員会が行ない、一の地方最低賃金委員会の管轄区域内のみに係る事案(中央最低賃金委員会の権限に属する事案を除く。については、当該地方最低賃金委員会が行なう。
(規則制定権)

第十八条 中央最低賃金委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるものは、最低賃金委員会が行なう手続その他事務処理に關し必要な事項について、中央最低賃金委員会規則を定めることができる。
附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(最低賃金法の廃止)

2 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)は、廃止する。
(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。
第十三条前段中「この法律」の下に「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)を含む。以下この条、第九十八条第一項、第百条、第百二条、第百五条の二、第百六条第一項、第百十條、第百十二条及び第百十三条において同じ。」を加える。
第二十七条から第三十一条までを次のように改める。
第二十七条 削除
第二十七条 削除
(最低賃金)

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、最低賃金法第九条の規定による最低賃金に別段の定めがある場合を除き、次の場合においてはこの限りでない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低位な者について、行政官庁の認定を受けた場合
二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合
三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合
四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に關しては、この法律に定めるものは、別に法律で定める。
(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)
第二十九条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第三十条及び第三十一条 削除
第三十四条中「第二十六条」の下に、「第二十八條第一項」を加える
第三十九条第一号中「第二十二條第三項」の下に、「第二十八條第一項」を加える。
第二百二十條第一号中「第二十七條」を「第二

十八條第一項」を加える

十六条」に改める。
(従前の行為に対する罰則の適用)

4 この法律の施行前にした附則第二項の規定による廃止前の最低賃金法の規定に違反する行為及び附則第三項の規定による改正前の労働基準法第二十七条の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(国家公務員の給与についての立法措置)

5 労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。
(国会職員法の一部改正)

6 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。
(船員法の一部改正)

7 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第五十九条を次のように改める。
(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和四十六年法律第 号。これに基づく命令を含む)は適用せず、別に法律で定める。
(国家公務員法の一部改正)

8 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
附則第十六条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。
(国家行政組織法の一部改正)

9 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の労働省の項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改める。
(運輸省設置法の一部改正)

10 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二十三号を次のように改める。
二十三 削除

第二十五条第一項第四号の二及び第四十条第一項第十三号の二を削る。
第五十七条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を削る。
(労働省設置法の一部改正)

11 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
第四号中第三十二号の三を削り、第三十二号の四を第三十二号の三とし、第三十二号の五から第三十二号の十一までを一号ずつ繰り上げる。
第八条第一項第九号中「最低賃金及び」を削る。
第八条第一項第十四号中「最低賃金法」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号。最低賃金委員会の権限に関する規定を除く。)」に改める。
第十三条第一項の表の中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「最低賃金法を含む。」を加え、同表中中央最低賃金審議会の項を削る。
第十五条第一項中「最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。
第十六条第一項の表の地方労働基準審議会の項中「労働基準法の下に「最低賃金法を含む。」を加え、「最低工賃に関する事項を除く。」を削り、同表中地方最低賃金審議会の項を削る。
第十七条第一項中「最低賃金法(これに基づく命令を含む。)」を削る。
第二十条第一項中「公共企業体等労働委員会」を「公共企業体等労働委員会」に改め、同条に次の一項を加える。
4 最低賃金委員会の組織、所掌事務及び権限

は、最低賃金法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。
(労働組合法の一部改正)

12 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。
第十八条第四項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第十一条」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)第九条」に、「中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長」を「中央最低賃金委員会又は地方最低賃金委員会」に改め、同項後段を削る。
(地方公務員法の一部改正)

13 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
第五十八条第一項中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。
(自衛隊法の一部改正)

14 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第百八条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。
(社会保険労務士法の一部改正)

15 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第九号中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改める。
(家内労働法の一部改正)

16 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「地方労働基準審議会」を「地方労働基準審議会」とする。第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二条第一項を除き、以下同じに改める。
第八条第一項中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方最低賃金審議会。第二十一条第二項において同じ。)」を削る。

17 政府は、この法律の円滑な実施を図るため、最低賃金委員会の権限の行使に必要なかつ十分な職員が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

理由
労働者の最低賃金を保障することにより、労働者の生活の安定と労働能率の向上を図るとともに産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与するために、現行の最低賃金法はこれを廃止して別

議会。第二十一条第二項において同じ。)」を削る。
第十三条中「最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)」を「最低賃金法(昭和四十六年法律第 号)」に改め、「(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))」を削る。
第二十条第二項中「事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方最低賃金審議会が、その他の事項は」を「事項は、」に改める。
第二十一条第一項中「家内労働に関する専門の事項」の下に「(最低工賃の決定又はその改正に関する事項を除く。)」を加える。
第二十三条中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会(以下「家内労働に関する審議機関」という。))」を削る。
第二十四条中「家内労働に関する審議機関を」を「中央家内労働審議会及び地方家内労働審議会」に改める。

附則第二一条第一項中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)」を削る。

附則第二一条第一項中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)」を削る。

附則第二一条第一項中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)」を削る。

附則第二一条第一項中「(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)」を削る。

個の最低賃金制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約八億三千万円の見込みである。

○田邊議員 私は提案者を代表いたしまして、ただいま議題となりました最低賃金法案につきまして、提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

申すまでもなく最低賃金制は、制度ができて初めのころは、欧米資本主義諸国で、極度に窮乏化した一部の極貧層の労働者救済のための社会政策として、また資本家の側からは、産業平和や社会緊張緩和のための手段として採用されてきたのであります。しかし第二次大戦後においては、最低賃金制は労働者の最低生活保障のための統一要求として掲げられるようになっております。

本来、最低賃金制の目的は、労働者の最低生活水準を保障することであり、現在労働者の最低生活費はほぼ全国同水準となっております。また学卒労働者の初任給水準も労働市場の需給状況を反映して格差は縮小しつつあります。

また最低賃金水準については産業別、規模別の格差も縮小しつつあり、このような現状のもとでは原則的には全国全産業一律の最低賃金が設定されなければなりません。

今日わが国の経済情勢を見ますとき、国民総生産は自由主義諸国第二位の地位を占めるに至っております。

しかるに国民一人当たりの所得は、国連統計によれば世界第十九位で中南米諸国並みの状態であり、すなわち、今日なお月二万円以下の低賃金労働者が膨大に存在し、このほか低い工賃のまま放置されている家内労働者は二百万世帯にも及んでいるのであります。

こうした著しい生産と所得の不均衡を是正し、健康で文化的な労働者の生活を維持するに足る賃

金を法的に保障することこそ最低賃金法の使命でなければなりません。

すでに現行法実施以来十年余になりますが、現在、中小企業労働者千三百万人のうち、八〇％は日額七百円以下、月額に換算すると二万円以下という賃金なのであります。しかもこの膨大な低賃金労働者の存在が、他の労働者の賃金にも悪影響を与え、今日のわが国労働者の生活を常に不安におとしめているのみならず、法的最低賃金は、さらに米価の生産費に含まれる労働力の費用の基礎ともなり、農民の所得水準をも規制しているものであります。さらに生活保護基準、失業保険の最低額、失対賃金、国民年金とも関連、低い国民生活水準のおもしとされているのであります。まさに国民総生産第二位を誇るわが国に見せかけの繁栄を物語っていると申せましょう。現行最低法では最低賃金制度本来の役割を十分果たし得ないの

はここに明らかであるかと思ひます。今日、雇用情勢は逼迫の度を加え、人手不足の傾向に深まり、今後の企業の深刻な問題は労働力不足にあるとさえいわれております。いまや低賃金によって国際競争に立ち向かう時代は過ぎ去りました。

今後のわが国経済は、先進国の名にふさわしい高度の技術によってその発展を期すべきであり、それは労働者の最低生活水準を保障することによつてのみ可能であります。いまこそ真の最低賃金制を確立することは国家の急務であります。中小企業の上に大企業がそびえ立っている経済の二重構造を解消する方向もこれをおいてはありせん。

以下法案の内容について御説明申し上げます。まず第一に、最低賃金の適用方式は全国一律制にいたしましたのであります。このことは特にわが国のように、産業別、業種別、地域別の賃金格差がいまだに存在し、低賃金労働者が多数存在する状態のもとでは、それぞれの最低賃金を定めることは最低賃金制度の効果を半減せしめるからであります。

なお全国一律の最低賃金制の上に、労使の団体協約に基づいた産業別あるいは地域別に拘束力を持つ最低賃金の拡張適用の制度も積み上げることといたしました。

第二は最低賃金の決定については、労働者の生計費(原則的には標準家族の必要生計費)と一般賃金水準等を考慮してきめることといたしました。

第三に最低賃金の決定及び改正は行政委員会の性格を持つ最低賃金委員会に権限を持たせることとし、同委員会は労使同数の委員とその三分の一の公益委員をもって構成することといたしました。

第四に最低賃金委員会は六カ月に一回必要生計費及び一般賃金水準に関する調査を行ない、その結果を公表し、必要生計費が三%以上増減したときには最低賃金の改正を決定することといたしました。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。今日までのにせ最低賃金法に対する汚名をそそぐために何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いして提案説明を終わります。

○倉成委員長 次に、田邊議員外六名提出の労働基準法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。提出者川俣健二郎君。

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」を第四章 労働時間、休憩、休息、始業終業時間、休日及び年次有給休暇に改める。第四章の章名中「休憩」の下に「休息、始業終業時間」を加える。

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項を次のように改める。

坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務に従事する労働者については、前項の労働時間は、命令で定めるところにより、一日について七時間以内、一週間について三十五時間以内の時間とする。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、四週間を平均して一週間の労働時間が四十時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一日について、特定の日において八時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一日について)の労働時間)又は特定の週において四十時間(前項の労働者については、同項の命令で定める一週間)についての労働時間)をこえて、労働させることができる。ただし、一日においてこえて労働させることができる時間は、一時間とする。

第三十三条第一項中「若しくは第四十条」を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

使用者は、前項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、命令で定めるところにより、その後その時間に相当する休憩又は休日を与えなければならぬ。

第三十四条第二項中「せいに」を「せいに、かつ、四十五分は分割しないで」に改め、同条に次の二項を加える。

第八号第四号、第五号及び第八号から第十七号までの事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要があるものについて

第三十二条第一項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、同条第二項を次のように改める。

は、その必要避くべからざる限度で、前二項の休憩に関する規定について、命令で別段の定めをすることができ。

前項の規定による別段の定めは、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならぬ。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(休息)
第三十四条の二 使用者は、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務に従事する労働者に対して、命令で定めるところにより、労働時間中に一定時間の休息時間を与えなければならない。

前項の規定により与えられる休息時間については、その時間労働したものとみなす。

(始業終業時間)
第三十四条の三 使用者は、労働者の一日における始業時刻から終業時刻までの時間については、当該労働者のその日における労働時間以外の時間が二時間(第六十六条の育児時間を除く)をこえないように定めなければならない。

ただし、第三十三条第一項の規定によつて、労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合は、この限りでない。

第三十五条第一項中「一回の休日」を「連続した二日の休日を一せいに」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政官庁の許可を受けた場合においては、一せいに与えないことができる。

第三十五条第二項を次のように改める。

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、前項本文の規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて、休日連続しない日と与え、又は四週間を通じ八日以上の休日を与えるときは特定の週において

与える休日を一とすることができ。

第三十六条本文中若しくは第四十条を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、労働時間の延長は、一日については二時間(第三十二条第二項の労働者については一時間)、四週間については二十時間(同条同項の労働者については十時間)をこえてはならず、休日の労働は、四週間について一日をこえてはならない。

第三十六条に次の一項を加える。

前項に規定する協定は、三箇月をこえて定めなければならない。

第三十七条第一項中「その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率」を「その時間の労働については通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率、その日の労働については通常の労働日の賃金の計算額の十割以上の率」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定は、使用者が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する国民の祝日(第三十五条の休日に当たたる場合を除く)に労働させた場合においては、その日の労働については、第三十五条の休日に労働させたものとみなして、これを適用する。

第三十九条第一項及び第二項を次のように改め、同条第五項を削る。

使用者は、雇入れた日から起算して六箇月間継続勤務した労働者に対しては、当該六箇月を経過した日の属する年(同日以後のその年内の期間が三箇月に満たないときは、同日以後三箇月以内)において、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。

使用者は、雇入れた日から起算して一箇年間継続勤務した労働者に対しては、当該一箇年を経過した日の属する年以後毎年(当該一箇年を経過した日の属する年においては、同日以後その年内の期間が三箇月に満たないときは、

同日以後三箇月以内において)、継続し、又は分割した二十労働日(前項の規定の適用を受ける労働者に対しては、当該六箇月を経過した日の属する年においては、同項の規定による有給休暇のほか、十労働日)の有給休暇を与えなければならない。

第四十条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十一条各号列記以外の部分中「労働者」を「労働者で使用者が行政官庁の許可を受けた者」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 監視又は継続的労働であつて軽易なものに従事する者

第五十六条第二項中「満十二才」を「満十三歳に改める。

第六十条第一項中「第三十二條第二項、第三十六條及び第四十條」を「第三十二條第三項、第三十四條第四項及び第五項並びに第三十六條」に改め、同条第二項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、同条第三項中「四十八時間」を「四十時間」に改め、「十時間」を「九時間」に改める。

第六十一条中「二日」について「二時間」を削る。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十九條第一号中「第三十四條、第三十五條」を「第三十三條第二項、第三十四條第一項から第三項まで、第三十四條の二第一項、第三十四條の三、第三十五條第一項」に、「第三十六條但書」を「第三十六條第一項ただし書」に、「第六十一条乃至第六十三條」を「第六十一条乃至第六十三條まで」に、「第七十二条、第七十五條乃至第七十七條」を「第七十五條から第七十七條まで」に改め、同条第二号中「第三十三條第二項」を削り、同条第三号中「第四十條」を「第三十四條第四項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十八年一月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日

から施行する。

(経過規定)
2 改正後の労働基準法第三十五条第一項ただし書及び第四十一条に規定する行政官庁の許可並びに改正後の同法第三十二條第三項、第三十五条第二項及び第三十六條第一項に規定する届出は、この法律の施行前においてもすることができ。

3 この法律の施行の際満十三歳以上である者について改正前の労働基準法第五十六條第二項の規定によりした許可は、改正後の同項の規定によりした許可とみなす。

4 改正前の労働基準法第三十三條第二項の規定による命令により与えなければならない休憩又は休日、改正前の同法第三十七條の規定により支払わなければならない割増賃金及び改正前の同法第三十九條第一項若しくは第二項又は第七十二條の規定により与えなければならない有給休暇については、なお従前の例による。

5 改正前の労働基準法第三十七條又は第三十九條第四項(前項の規定により従前の例によることとされる場合を含む)の規定に違反した使用者に対する同法第一百四條に規定する附加金の支払に關しては、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

労働者の健康の維持増進及び生活の向上に資するため、週休二日制の採用、労働時間の短縮その他労働条件の改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○川侯議員 私は提案者を代表しまして、労働基準法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

今日、労働基準法に定められた労働者の権利の

とができる。

(事業主に対する給付金等)

第十条 国及び都道府県は、中高年齢者(労働省令で定める範囲の年齢の者に限る。)が第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇用されることを促進するための作業環境に適切させる訓練を行なう事業主に対しては、雇用対策法の規定に基づき支給する当該訓練に係る給付金の額について特別の配慮を加えるものとする。

第十一条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条第三項第一号の業務を行なうにあつては、事業主が中高年齢者を第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇い入れることを促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとする。

第三章 中高年齢失業者等に対する特別措置

(中高年齢失業者等求職手帳の発給)

第十二条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

- 一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。
- 二 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること。
- 三 第十五条第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当すること。

(手帳の有効期間)

第十三条 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過しても

第一類第七号

社会労働委員会議録第十四号

昭和四十六年三月二十三日

なお就職が困難であり、引き続き第十五条第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を労働省令で定める期間延長することができる。

3 前二項の労働省令で定める期間を定めるにあつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

(手帳の失効)

第十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

- 一 新たに安定した職業についたとき。
- 二 第十二条各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当するとき。

2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

(計画の作成)

第十五条 労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

- 一 職業指導及び職業紹介
- 二 公共職業訓練施設を行なう職業訓練
- 三 国又は地方公共団体が実施する訓練(前号に掲げるものを除く。)であつて、失業者に作業環境に適切することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれるもの(国又は地方公共団体の委託を受けたものが行なうものを含む。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働省令で定めるもの

2 労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

(公共職業安定所長の指示)

第十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に応じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置(以下「就職促進の措置」という。)の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するとき、あらためて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果が高めるために必要があると認めるときは、その者に対する指示を変更することができる。

(関係機関等の責務)

第十七条 職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、すみやかに職業につくよう努めなければならない。

(手当の支給)

第十八条 国及び都道府県は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

(就職促進指導官)

第十九条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九條の第二項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

(報告の請求)

第二十条 公共職業安定所長は、第十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

(特定地域における措置)

第二十一条 労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るための措置その他これらの者の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条 労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。)について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの中高年齢失業者等の数との比率(以下「失業者吸収率」という。)を定めることができる。

2 失業者吸収率の定められている公共事業を計画実施する国又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。以下「公共事業の事業主体等」という。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに失業者吸収率に該当する数の中高年齢失業者等を雇い入れていなければならない。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の中高年齢失業者等を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

(労働省令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事

項、第十六条第一項又は第二項の指示の手續に
関し必要な事項及び公共事業への中高年齢失
業者等の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定
める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から
施行する。ただし、附則第五条中労働省設置法
(昭和二十四年法律第六十二号)第十三条第一
項の表中央職業安定審議会の項の改正規定は、
公布の日から施行する。

(緊急失業対策法の効力)

第二条 緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八
十九号)は、この法律の施行の際現に失業者で
あつて、この法律の施行の日前二箇月に十日以
上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令
で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、当
分の間、その効力を有するものとする。この場
合において、夏季又は年末に臨時に支払われる
賃金は、緊急失業対策法第十条の二(同法第十
一条の二第二項において準用する場合を含む。)
の規定にかかわらず、支払われないものとする。
(職業安定法の一部改正)

第三条 職業安定法の一部を次のように改正す
る。

目次中「第二章の二 中高年齢失業者等に対
する就職促進の措置」及び「第三章の二 中高年
齢者の雇用」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 公共職業安定所に就職促進指導官を
置く。

就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、
主として、中高年齢者等の雇用の促進に関する
特別措置法(昭和四十六年法律第 号)第十六
条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、
職業指導を行なうものとする。

前二項に定めるもののほか、就職促進指導官
に關し必要な事項は、労働大臣が定める。
「第二章の二 中高年齢失業者等に対する就職

促進の措置」を削り、第二十六条から第三十一条
までを次のように改める。
第二十六条から第三十一条まで 削除
第三章の二を削る。

第四十八条第二項を削る。

(職業安定法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の職業安
定法第二十七条第一項の指示を受けている者で
あつて、第十二条の規定に該当するものについ
ては、この法律の施行の日、同条の申請があ
つたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前の職業安定法
第二十七条第一項の指示を受けている者の当該
指示に係る同法第二章の二に規定する措置につ
いては、なお従前の例による。ただし、これら
の者が第十二条の規定により手帳の発給を受け
た後においては、この限りでない。

(労働省設置法の一部改正)

第五条 労働省設置法の一部を次のように改正す
る。

第四条中第三十八号の四を第三十八号の五と
し、第三十八号の三を第三十八号の四とし、第
三十八号の二を第三十八号の三とし、第三十八
号の次に次の一号を加える。

三十八の二 中高年齢者等の雇用の促進に関
する特別措置法(昭和四十六年法律第 号)
に基づいて、中高年齢失業者等の就職促進の措
置に關する計画を定めること。

第十条第一項中第三号の二を第三号の三と
し、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 中高年齢失業者等の就職促進の措置
に關する計画の作成に關すること。

第十条第一項第八号中「及び勤労青少年福祉
法(第八条から第十条までの規定に限る。)」を

「勤労青少年福祉法(第八条から第十条までの
規定に限る。及び中高年齢者等の雇用の促進に
關する特別措置法(職業訓練に關する部分を除
く。)」に改め、同条第二項中「及び炭鉱離職者臨
時措置法」を、「炭鉱離職者臨時措置法及び中高

年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法(第
二十二条の規定に限る。)」に改める。
第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項
中「及び港湾労働法」を、「港湾労働法及び中高
年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法」に
改める。

第十八条第一項中「及び勤労青少年福祉法」を
「勤労青少年福祉法及び中高年齢者等の雇用
の促進に關する特別措置法(これに基づく命令
を含む。)」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第六条 炭鉱離職者臨時措置法の一部を次のよう
に改正する。

第十條の四中「第三十條第一項」を「第九條の
二第一項」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第七條 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法
律第九十九号)の一部を次のように改正す
る。

第十五條中「第三十條第一項」を「第九條の二
第一項」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第
八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の三の次に次の一号を加え
る。

二十の四 中高年齢者等の雇用の促進に關す
る特別措置法(昭和四十六年法律第 号)

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部
を改正する法律及び労働保険の徴収料の徴収等
に關する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
關する法律の一部改正)

第九條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の
一部を改正する法律及び労働保険の徴収料の徴
収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)

の一部を次のように改正する。
第四十二條のうち社会保険労務士法別表第一

の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の
四を第二十号の五とし」を加える。

理由

中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかん
がみ、これらの者がその能力に適合した職業につ
くことを促進するため、中高年齢者の雇用の奨励
のための諸施策及び中高年齢失業者等に対する就
職の促進のための諸施策の充実を図る必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

○野原國務大臣 だいたい議題となりました中高
年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法案につ
きまして、その提案理由及び内容の概要を御説明
申し上げます。

わが國の雇用失業情勢は、昭和三十年代後半以
後引き続き経済の高度成長に伴い著しく改善さ
れ、近年においては労働力不足基調へと変わって
まいりました。今後とも、経済はなお相当の成長
を続けていくと予測されますので、多少の景気の
変動があるとしても、全体として労働力不足
は一そう深刻化するものと思われまします。しかしな
がら、その中でも年齢別、地域別に見ますとかな
りの不均衡が見られ、中高年齢者や雇用機会之乏
しい地域の失業者につきましては、年々改善され
てきてはおりますが、なお、就職が必ずしも容易
でないという状況が見受けられます。

このような状況の変化に対処するため、失業対
策制度のあり方について根本的に検討することが
必要であると考えられましたので、昨年九月学識
経験者を失業対策問題調査研究委員に委嘱し、客
觀的、専門的立場からの調査研究を依頼いたしま
した。同年十二月、その結果が報告されました
で、それを参考としつつ「今後の失業対策制度に
關する基本構想」をまとめ、同月二十三日雇用審
議会に諮問いたしました。

この基本構想におきましては、さきに述べまし
たような雇用失業情勢の見通しを前提とし、中高

年齢者が多年にわたる職業生活で得た知識と経験を生かすことが、中高年齢者自身にとつても、また、国民経済の観点から見ても肝要なことであるとの考えに立つて、今後は、中高年齢者の雇用促進に重点を置き、これらの者が従来のように失業対策事業に依存することなくその能力を民間雇用において有効に発揮することができるようになるための特別の対策を講ずることとしております。

一方、現在失業対策事業に就労している者につきましては、従来経緯等にかんがみ、当分の間失業対策事業を継続実施して、これに就労させることとしております。

雇用審議会におきましては、この基本構想について慎重な審議が行なわれ、去る二月十三日答申をいただきましたので、政府といたしましては、その御意見を尊重しつつ成案を固め、ここに中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案として提案した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、中高年齢者等の就職がなお困難な雇用失業情勢にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定をはかることを目的とするものであります。

第二に、中高年齢者の雇用を促進するため、その適職、労働能力の開発方法等の研究、求人者等に対する指導及び援助、職業紹介施設の整備等の措置を講ずるとともに、中高年齢者に適する職種について雇用率を設定し、これが達成されるよう、事業主に対して、雇い入れの要請、給付金及び融資についての特別の配慮を行なう等中高年齢者の雇用を奨励するため必要な諸施策を講ずることとしております。

第三に、就職の困難な中高年齢者等の就職を促進するため、求職手帳を発給し、その有効期間中就職活動を容易にし、生活の安定をはかるため、所要の手当を支給しつつ、就職指導、職業訓練、職場適応訓練等を実施することにより就職の促進をはかり、このような対策を講じた後においても就

職が困難な者につきましては、必要に応じ手帳の有効期間を延長することとしております。

第四に、中高年齢者等につきましては、一般的には以上の諸施策によつて十分対処し得ると考えられますが、産炭地域等雇用の機会乏しい地域の中高年齢者等につきましては、手帳の通常の有効期間が終わつてもなお就職が困難な者も考えられますので、有効期間について特別の配慮を加えるほか、これらの者の雇用を促進するため、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用機会の増大をはかるための措置等に関する計画を作成し、計画に基づき必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ公共事業へ吸収させることとして、万全を期している次第であります。

なお、雇用機会の増大をはかるための措置として当該地域の発展により雇用の機会が増大するまでの間、臨時に雇用の機会を与えることを目的として、予算措置により、特定地域開発就労事業を実施することとしております。

また、この法律案の附則におきまして、緊急失業対策法は、この法律の施行の際現に失業対策事業に使用されている失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとし、この場合において、夏季または年末の臨時の賃金は支払われないものとするともに、関係法律について所要の整備をいたしてあります。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉成委員長 次回は明後二十五日午後零時十五分理事會、午後零時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後六時十七分散會

昭和四十六年四月七日印刷

昭和四十六年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局